

令和 2（2020）年度

釧路短期大学 自己点検・評価報告書



令和 3 年 12 月

（令和 4 年 3 月改定）

目次

自己点検・評価報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	3
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	6
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	10

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	15
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	29

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	43
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	49
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	52
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	53

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	58
〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	59
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	61

＜資料一覧＞	64
--------------	----

資料表示の番号、記号について

本学ウェブサイトから閲覧可能なもののみ示し、番号の前に **W** を付けた。

本学学則は **W100-01** とした。

その他、ウェブサイトから閲覧可能なものには **W101-** と表示し、3桁の枝番号を付して示した。詳細なとり方は巻末の〈資料一覧〉参照のこと。

一部で本学ツイッター情報も含め、**Tw**.西暦年月日 で示した。

***** は再掲資料。本文中では「前掲」と表示した。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

- ・W101-001 釧路短期大学ウェブサイト「教育理念」(建学の精神と教育理念)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college_outline/page_ideal/index.html
- ・W101-002 『Kushiro Junior College Guide Book 2023』(大学案内)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf
- ・W100-01 釧路短期大学学則 第1条(目的)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>
- ・W101-003 「2020年度公開講座」
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college-local/page_lifelong_learning_center/kouza2020.pdf
- ・W101-004 「社会貢献活動・2020年度」
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/index.html#d01>
- ・Tw.20200514〈案内写真〉公開講座「道東文化塾」がはじまります
<https://twitter.com/KJCnews/status/1260716854932238336>
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/news/pdf/bunkajuku2020.pdf> (案内・概要)
- ・W101-005 「産官学連携一協議報告(2020年度)」
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/kushiro2020.pdf>

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

釧路短期大学(以下、「本学」とする)は、昭和39(1964)年、北海道の最東部地域(釧路根室地域)唯一の短期大学として家政科単科の女子短期大学として開学し(開学当時は釧路女子短期大学)、令和2(2020)年に創立56年を迎えた。

敬虔なクリスチャンであった岡野佐太二氏が初代理事長に就任した学校法人緑ヶ岡学園(以下、「本学園」とする)のもとに設置された本学は、その学則第1条に「.....基督教の精神に従って女子に短期大学の教育を施し、女性本来の徳性をみがき清らかな人格をきずくと共に、高く広い教養と実際に役立つ専門の学術とを授けて、愛と奉仕に生きる人物を育てることを目的とする」と、キリスト教の精神に従って「愛と奉仕に生きる人物を育てる」ことを目的に掲げた。

爾来、60年近くの年月が経過した現在までに開学当時の宗教性(キリスト教)は次第に希薄化し消失したものの、本学園・本学の建学の目的は「愛と奉仕」であることは、学校法人理事長・本学学長が入学式・卒業式等にて明示し承継してきた。しかしながら、この「目的」が「建学の精神」

そのものであることは必ずしも明確ではなかった。そこで、平成 15（2003）年度に学校法人理事長および各所属長によって、「愛と奉仕」が本学園全体の建学の精神であることを改めて確認し、以来、本学を含め本学園が設置する各学校の教育活動、地域貢献活動、研究活動などの礎としている。

こうして確立した本学の建学の精神「愛と奉仕」は、人が生き進むべき道を示す人類に不可欠の普遍的な公共性を有する原理であると、本学は位置づけている（W101-001：「教育理念」、W101-002）。そのもとで本学は、受け入れた学生たちを、建学の精神を身に纏い体現する「人を愛し、人に尽くす」精神を有する存在へと育てることを使命としてきた。

本学は、建学の精神「愛と奉仕」の具現化・実現に向けた教育理念として「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」の 3 つを掲げている（前掲 W101-01、前掲 W101-002）。さらに、3 つの教育理念に基づいて、学科・専攻ごとの教育目的・目標を設定し、目的・目標達成に向けて、いわゆる 3 つの方針を定めている。

本学の建学の精神「愛と奉仕」および 3 つの教育理念は、この国の教育の基本的理念を示す「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」（教育基本法前文）、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（同法第 1 条）、および短期大学の主目的を示す「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する」（学校教育法第 108 条）に基づくものである。そのことは本学学則でも「釧路短期大学（以下「本学」という）は教育基本法、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、広く豊かな教養を培い、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」という表現で示している（W100-01 第 1 条 1）。これらから本学の建学の精神は、教育基本法等に基づく公共性を有しているといえる。

建学の精神（および教育理念）は、広く社会全体に示す（前掲 W101-001）とともに、入学検討者・志願者等には大学案内（前掲 W101-002）、入学者を含む在学生には学生便覧にて示している。また、入学者や保護者及び入学式等の式典にお招きする地域の高等教育機関や地方公共団体を含めた諸団体の代表諸氏に対して、告辞や新入生への学長講話などで、その解釈を含めて説明を行っている。さらに、様々な機会での学長の発言において、建学の精神を紹介・説明するようにしている（この点で、コロナ禍によって令和 2（2020）年度入学式を中止せざるを得なかったことは、大変残念であった）。

これらの機会の多くは本学の教職員も係るものであり、建学の精神およびその意義等について、繰り返し学内での共有が確認されるとともに、教育課程の編成・変更、シラバス作成の際にも常に確認し（非常勤講師を含む）、教育課程や授業計画の基盤とするようにしている。

先に述べたように本学の建学の精神は人類普遍の原理と位置づけており、学科・専攻の教育目的・目標や 3 つの方針の策定という重要事項の決定時を含めて、今のところその変更が提議されることはなかった。むしろその実現に向けて、これからも本学挙げて取り組むべきものと考えている。とはいえ、社会の変化や短大教育の役割の見直し等が進む場合、学科・専攻の教育目的・目標や 3 つの方針等の適切性が問われることもありうる。むしろ様々な変化が、それらの適切性の不連続の見直しを必然化しているとも言えるだろう。建学の精神やその解釈を含めて本学が定める目的・目標、諸方針は社会と時代からの常なる評価・批判を受け、必要に応じて深化・進化できるものでなければならないと考える。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

生涯教育担当事務職員の業務規程の改定の検討について、令和 3 年度次期センター長の意向を反映させるため、「生涯教育センター規程」改定に向けての草案を作成した。以降、内容を精査し検討を重ねる。

「生涯教育センターの受容基板の拡充」については、新型コロナウイルス感染症の影響から、機能補完する機会はなかった。今後は、小規模のセミナーやワークショップなど、参加型の企画に資する設備、備品類の充実を検討する。

生涯教育センター、とくに「道東文化塾」では、学ぶ意欲にあふれた受講者ならびに地域の方々を後押しし、「自らの生涯学習」の成果を講師となって伝えていただく機会を提供してきた。令和 2 年度においても企画を立案したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型の講座自体が実施不可能となった。

「地域連携推進プログラム」に基づき、次の公開講座を計画（W101-003）・実施した（W101-004）。なお、一部の講座はコロナ禍を理由に開催中止とした。

- 1) 道東文化塾（全 22 回：地域コミュニティ Radio 講座）参加者：延べ 748 名

新型コロナウイルス感染症の収束を想定した、学外講師起用による対面型講座も企画するも、感染拡大が続いたことから、予定どおり「通信教育型講座」への移行を決断。FM くしろ協力のもと、佐藤センター長がナビゲーターを務める「釧路歴史探訪」の番組を利用した「地域コミュニティ Radio 講座」を開設するに至った（Tw.20200514〈案内写真〉）。全 22 回の放送となったが、すべて佐藤センター長が講師を務め、事前配布の教材作成も手掛けた。

- 2) イブニング講座「大学英語入門講座」（全 9 回）参加者：延べ 38 名

- 3) リカレント講座（幼児教育学科）「新型コロナウイルス感染症と子ども～秋冬の感染流行に備えて何を準備すべきか～」参加者：24 名 くしろせんもん学校・北海道私立幼稚園協会釧路支部との共催事業

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、オンライン開催（Zoom）とした。

- 4) リカレント講座（ビジネス支援）「水素をエネルギーとして活用する意義とは～地産地消のエネルギーを考えよう！～」参加者：20 名 北海道中小企業家同友会くしろ支部あゆみの会（女性部）との共催事業

実施はオンラインを主軸としながら、視聴困難な方にも参加いただけるよう、対面受講の枠を少数設けた。

- 5) リカレント講座（食物栄養専攻）開催中止

管理栄養士の国家試験対策講座を毎年開催しており、当該年度も実施の予定であったが、コロナ禍によって講師を務める学内教員の業務も多忙化したことから実施困難と判断し、開催取り止めとした。

- 6) 附属図書館主催講座 開催中止

附属図書館ではさらなる利用促進と需要喚起を目的に、平成 18（2006）年度から市民向けの公開講座を開設しており、当該年度も地域にゆかりのある資料を取り上げる「原典を読む」と、『読む』こと『書く』ことの支援を主眼とした「ライティング支援講座」の開催を計画していた。しかし、受講者の傾向として高齢者の割合が高く、オンラインでの視聴困難者が多数出るものと予測され、当該年度の開催は見送ることとした。

「釧路市と釧路短期大学との連携協力に関する協定」(平成 24 (2012) 年締結)に基づき、8 月、代表 4 名が市役所に赴き、市総合政策部都市経営課長ほか 2 名と前年度実績を確認し、本年度予定事業についての協議を行った (W101-005)。

釧路市との関係で行った講師派遣、委員派遣、共同事業・催事等は、例年に準じて実施した。また、高校生のための出前講座 4 件に教員を派遣した。

なお、地域教育活動推進経費で長年活動してきた「咲くサクッキー販売」は終了し、釧路湿原普及行動計画オフィス(公益財団法人北海道環境財団)のワンダグリーンダプロジェクトも一時休止となった。また、従来、本学に來た地域ボランティア要請情報を電子メールで流していたが、コロナウイルス感染症拡大との関係で、令和 2 (2020) 年度には実績はなかった。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

(I-A-1)

この区分に係って最重要の課題は、建学の精神等に関する在学生の認知・理解度を高めるとともに、本学での 2 年間の学びを通して建学の精神を体現する人材として送り出すことである。前者について、かねてより卒業時の学生に認知度・理解度の調査を計画していたが、新型コロナウイルス感染防止対策に迫われたこともあって、令和 2 (2020) 年度も実施できなかった。令和 3 (2021) 年度は万難を排して実行したい。

(I-A-2)

1. 生涯教育担当事務職員の業務規程の改定の検討。
2. 社会貢献の枠組みを実現するための改善を進めること。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

*前掲 W101-001 釧路短期大学ウェブサイト「教育理念」

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college_outline/page_ideal/index.html

- ・W101-006 生 生活科学科生活科学専攻>1.教育目標

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/departement_guidance/page_seikatu-kagaku/index.html

- ・W101-006 食 生活科学科食物栄養専攻>1.教育目標

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/departement_guidance/page_syokumotu-eiyoku/index.html

- ・W101-006 幼 幼児教育学科>1.教育目標

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/departement_guidance/page_youji-kyouiku/index.html

- ・W101-007 「教育に係る 3 つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

- ・W101-008 幼 幼児教育学科>履修モデル(カリキュラムマップ)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map

2021.pdf

- ・W101-009 「釧路短期大学の修了（履修）に関する基準」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/certification/index.html>

- ＊前掲 W101-002 釧路短期大学 Guide Book （2023）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

- ＊前掲 W100-01 学則 第1条2、第18条（学位の授与）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・W101-010 「教育に係る3つの方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ）」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

生活科学科のうち生活科学専攻は、(教育) 目的として「家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成」、教育目標として「幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成」「地域を知り、地域を愛し、地域と係わることのできる規律ある人格の養成」を、食物栄養専攻は、(教育) 目的として「ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成」を（前掲 W100-01 第1条2）、教育目標として「確かな専門的知識と技能を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成」「ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成」を定めている（W101-006 生・食：教育目標）。

毎年カリキュラライフおよびシラバスを作成する時期に、教育目的・目標について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。これらの教育目的・目標の実施状況を定量的に判断するのは容易ではないが、在学生・卒業者の学修成果の獲得状況(学期ごとおよび卒業時の成績評価、学生自身による学修成果チェック、地域社会への就職状況)は個人差があるものの比較的良い状況にあると考える。この現状を踏まえ点検、協議した結果、各専攻の教育目的・目標の変更の提案は行われず、現行のまま進めることとなった。

幼児教育学科では、(教育) 目的として「次世代を担う子どもの心身の健康な育成をはかるため、専門的な知識や技術の学びを通して豊かな人間性と感性を持った保育者の養成をも目指すと共に、地域社会における子どもの生活環境や生活文化の向上に努めようとする態度及び実践的能力を養うこと」を定め、教育目標として「適切に自己を表現しながら、他者の自己表現にも共感できるような感性を研ぎ澄ますこと」、「視野を広め、他者の幸福のために力を尽くす情熱と知性を高めること」、「適性と能力に応じて幼児教育や福祉の基本的な知識や技術を身につけること」を定めている（W101-006 幼：教育目標）。

カリキュラライフ作成時期に、教育目的・目標についても確認し、特に変更することはないと判断し継続しているが、教育目標の掲載をホームページだけではなく、令和3（2021）年度用のカリキュラライフにも明記し、説明を加えることとした。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学修成果は、建学の精神に基づいて定めた教育理念のもと、さらに学科専攻の教育目的及び教育目標を踏まえて定められた「学位授与の方針」に示された諸能力である（前掲 W100-01 学則第 18 条（学位の授与））。

生活科学学科両専攻の学修成果は、両専攻の学位授与の方針に示された諸能力であり、これらはそれぞれの教育目標に基づき定めている。そして、生活科学専攻の教育目標は生活科学学科の教育目的の前半、食物栄養専攻の教育目標は生活科学学科の教育目的の後半という関係にある。

生活科学専攻の教育目的は、家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成である。教育目標は、幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成、地域を知り、地域を愛し、地域と係わることのできる規律ある人格の養成である。これに基づき定めた学修成果は①家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能を身につけること、②地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思を育むこと、③職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力を身につけることである（W101-007 生 学位授与の方針〈釧路短期大学の教育方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ）〉・生活科学学科生活科学専攻））。

食物栄養専攻の教育目的は、ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し、地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成である。教育目標は、確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成、ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成である。これに基づき定めた学修成果は①健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能を身につける、②社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力を養う、③人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力を身につけることである（W101-007 食 学位授与の方針〈同前〉）。

このように両専攻ともに教育目的・目標に基づいた内容としているので、学修成果についても、毎年カレッジライフおよびシラバスを作成する時期に、教育目的・目標と連動して専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。令和 2（2020）年度の点検結果からこれらの変更は行われなかった。

幼児教育学科の学修成果は、建学の精神に基づいて定めた教育理念のもと、さらに学科の教育目的及び教育目標を踏まえて定められた学科の学位授与の方針（DP）「1.広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ。2.保育者に相応しい豊かな人間性と感性を持つ。3.子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ」により定めている（W101-007 幼 学位授与の方針〈同前〉）。また、新課程に向けて作成したカリキュラムマップ（W101-008 幼）では、履修カルテの「自己評価シート B-3」の大きな 7 項目を、期待される「学習成果」として定めており、上記 DP の第 1・第 2 項目を「保育者の意義についての理解」、「幼稚園や保育所における保育についての理解」、「子ども（幼児）についての理解、コミュニケーション力」、「保育方法・保育課程・クラスづくりに関する基礎的な知識・技能」の 4 項目に、第 3 項目を「保育職における他者との連携・協力」、「5 領域の保育実践・教育実践」、「保育職に向けての課題探求」に対応させている。

平成 31/令和元（2019）年度入学者（令和 3（2021）年 3 月卒業生）の卒業時のシート B-3 によ

る数値は、次の通りであり、結果（低い方から 1～3、平均値を求めた）を見ると、2.85 を超えた項目が、全 27 項目中 6 項目、2.6 以下の項目が 6 項目あり、これらを次の表で示した。

保育者に必要な資質能力についての自己評価（自己評価シート B-3）

上位 6項目

下位 6項目

子どもとのコミュニケーション力が身についた 2.94(前年度2.54)	教材を分析することができる 2.47(前年度2.15)
他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる 2.91(前年度2.65)	クラス経営・クラスづくりについての基礎的な知識を習得している 2.47(前年度2.19)
障がい児保育、特別支援教育、いじめ、不登校などの新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる 2.89(前年度2.65)	幼稚園や保育所の社会的・制度的な性質やそれらの経営的側面についての基礎的な知識を習得している 2.49
協働して保育活動を企画・運営・展開することができる 2.87(前年度2.58)	保育や教育に関する歴史・思想についての基礎的な知識を習得している 2.52(前年度2.21)
幼稚園・保育所と保護者・地域との連携の意味について理解している 2.87	保育課程(カリキュラム)に関する基礎的な知識を習得している 2.53
集団において、他者と協力して課題に取り組むことができる 2.87	教材研究を活かした保育実践を構想できる 2.6(前年度2.27)

前年度の上位・下位のものには括弧で示した。一部順位が変動したものがあるが、特に下位で、教材分析、クラス経営、社会・制度的側面の相対的なポイントの低さが近年変わらない。クラス経営の場合、単独科目として設定していないなど、学生にとって、設定項目と授業対応がわかりにくいこともあるだろう。教職課程や指定保育士養成課程も変化したため、従前の指標で良いのか、評価シートの見直しも必要と思われる。

学修成果の獲得（達成）状況は、次の側面・手法で多面的に評価している。

学修成果全体としては、①教員による評価と、②学生による評価、③（地域）社会による評価に分けられる。①では、学位授与数、修業年限（2年）での卒業率、成績分布・単位修得状況、GPAによる全体および個々の学生の学修成果獲得度評価などがあり、②では、GPAを含む学修成果獲得状況等の自己評価・チェック、学習行動・学生生活調査などがあり、③では、就職率、進路決定率、専門職就職率などがある（W101-009 釧路短期大学の修了（履修）に関する基準）。

【区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

「愛と奉仕」を建学の精神とする本学は、建学の精神を具現化する人材養成の基本方向を示す教育理念として、「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」の3つを掲げたうえで（前掲 W101-001：教育理念、前掲 W101-002, p.06）、本学が設置する学科専攻それぞれの人材養成（および教育研究）の目的を学則第1条にて定めている（前掲 W100-01、本報告書：区分 基準 I-B-1 参照）。さらに、それらの目的をより具体的に、かつわかりやすく示すため、学科専攻の教育目標を設定している（前掲 W101-006 生食幼：学科案内）。

本学は、平成 22（2010）年に初めて三つの方針を定めた後、平成 27（2015）年に全面的に改定した。その際、上記した建学の精神→教育理念→学科専攻の教育目的→学科専攻の教育目標という連関で具体化した本学の人材養成の基本方向を踏まえて、まず、学科専攻別に、本学の学位を得て卒業する学生が修得すべき知識・技能・資質等（学修成果）を「学位授与方針」として整理した。この方針に基づき、本学がそれらの知識・技能・資質等を学修するために必要と見なす教育課程を「教育課程編成・実施の方針」として示し、この方針で示した本学での学修にふさわしいと期待する入学者の姿を「入学者受け入れの方針」にて明確にした。

このように本学の三つの方針は、建学の精神→教育理念→学科専攻の教育目的→学科専攻の教育目標を踏まえて、学科専攻の学位授与の方針→教育課程編成・実施の方針→入学者受け入れの方針との連関で一体的に定めたものと言える。

その後の三つの方針に係る定期的な点検の結果、令和 2（2020）年度よりの生活科学科生活科学専攻での新たな資格課程開設とそれに伴う教育課程編成の一部変更に応じて、当該専攻の教育課程編成・実施の方針を部分的に改定し、併せて一部の文言を変更した（「学習」→「学修」）。平成 27（2015）年の全面的改定、その後の一部改定、また定期的な点検においても、学科専攻での検討結果・改定案を教授会で確認・審議する形で組織的な議論をもって三つの方針を策定・点検・改定している。

学科専攻および教職員は、授業実施のみならず様々な学生支援活動、学生募集活動も含む教育活動を、三つの方針を踏まえて行っている。

本学の三つの方針はウェブサイト（W101-010：教育に係る3つの方針）などで学外に公表し、学内では学生便覧に掲載し、入学時のオリエンテーションでも説明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

（I-B-2）

1. 幼児教育学科では、学修成果の習得に関係する科目や活動内容のあり方について改善の可能性を探りたい。
2. 幼児教育学科では、教職課程・指定保育士養成課程の推移を見ながら、自己評価シートの項目についても2年に一度程度の間隔で点検し、必要により見直しを行いたい。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

とくになし

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

- ・ W101-011 自己点検評価報告書
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/jikotenken/index.html>
- ・ W101-012 「令和元年度釧路短期大学自己点検・評価報告書」
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/jikotenken/jikotenken2019.pdf>
- ＊前掲W101-005 産官学連携―協議報告（2020年度）3, 3）
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/kushiro2020.pdf>
- ・ W101-013 釧路短期大学のアセスメント・ポリシー
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>
- ・ W101-014 授業アンケート簡易集計 2020 年度前期
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020z.pdf>
- ・ W101-015 同前 2020 年度後期
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020k.pdf>

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の自己点検・評価は「釧路短期大学自己点検評価委員会規則」に基づき、学長、ALO、各部署・委員会等の代表を中心とした自己点検評価委員会を組織している。

前回受審した平成27(2015)年度第三者評価以降の自己点検・評価活動の内容等は、平成27(2015)年度(平成28年9月発行)、平成28(2016)年度(平成29年12月発行)、平成29・30(2017・2018)年度(令和2年3月発行)、令和元(2019)年度(令和3年6月発行)の自己点検・評価報告書にまとめて本学ウェブサイトで公開している(W101-011 自己点検評価報告書)。

法人事務局については、理事会・評議員会、所属長会議の構成員である学長から直近の教授会において、経営改善計画等の進展状況、財政状況、各部門での取組につき、具体的な資料を通して、定期的な報告を受けており、法人事務局も報告書の執筆分担をしている(W101-012 令和元年度釧路短期大学自己点検・評価報告書)。

全専任教職員は各学科・専攻に属し、指定職以外の委員は学長の任命によって教務・入試・就職・学生等いずれか、あるいは複数の委員会に属し、それぞれで自己点検・評価活動に関わっている。

本学の自己点検・評価活動に係る関係者からの意見聴取として、入試委員が高等学校へ出向く折に本学の学生募集に関する意見を伺い、就職委員会では毎年ではないが卒業生調査を行うなどの取り組みを行っている。ただし、コロナ禍で、例年に比べ、聴取範囲は市内・近郊校にとどまることとなった。幼児教育学科では、保育関係団体から隔年で幼児教育学科に対する実習生や卒業生に関する意見聴取をすることにしており、令和2(2020)年には、釧路市保育関係者(前掲W101-005、3, 3))のほか、釧路市私立保育園連合会役員会から意見聴取ができた。

各部署では、自己点検評価の課題や改善計画を意識しながら、日常活動を行っている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学修成果査定（測定・評価）は、本学ではDP、CP、AP を踏まえ、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3 段階で、入学時から卒業時まで多面的に行っている。

機関レベルでは、①学位授与数、②修業年限（2年）での卒業率、③成績分布・単位修得状況、④GPA、⑤就職率、⑥進路決定率、⑦免許・資格を活かした専門領域への就職率、⑧地元就職率、⑨退学率、⑩各種学生アンケート・調査、⑪学生による学修成果の自己評価等があり、教育課程レベル（学科・専攻）では、(1)各学科・専攻の卒業要件の達成状況、(2)成績分布・単位修得状況、(3)学外実習評価状況、(4)免許・資格取得状況、(5)免許・資格取得試験合格状況、(6)外部テスト、(7)就職率、(8)進路決定率、(9)免許・資格を活かした専門領域への就職率、(10)学生による学修成果の自己評価等があり、科目レベル（各授業科目）では、Ⅰ シラバスに示す各授業科目の到達目標に対する評価、Ⅱ 学生による授業評価アンケート、Ⅲ 単位修得・分布状況、Ⅳ 免許資格取得状況等により測定・評価している（W101-013 釧路短期大学のアセスメント・ポリシー）。

具体的な査定方法として、以下を挙げる。

生活科学科では「学修成果・自己評価シート」で、幼児教育学科では「自己評価シートB-3」の段階的な観点で、学修成果の状況を確認している。あわせて、両学科・専攻とも、学期ごとのGPA の状況を確認している。年度途中で、一部学生の授業欠席が目立ち、成績が急落し、休学・退学となるケースもある。クラスアドバイザー（両学科・専攻）や学生グループ担当（幼児教育学科）、また教務・学生課職員や学生相談担当教員、外部カウンセラーなどが連携を取り、該当学生のケア、相談、支援のための面談などを何度も行っているが、必ずしも、学業継続となるわけではなく、そのような学生への相談・支援に課題が残っている。

また、個別授業については、各期の試験前に各科目の「授業アンケート」を実施している（受講学生10名以上は必須）。学生が学修に取り組んだ状況、担当教員の教授内容・教授方法、授業の意義などに関する項目に無記名で評価するもので、自由記述欄も設けている。各教員は担当した2科目のアンケート結果を考察して、教務・学生課へ提出し、授業改善に役立てている（W101-014 授業アンケート簡易集計2020年度前期、W101-015 同前2020年度後期）。

教養教育改革については、議論を進め、業者試験の利用により、主にジェネリックスキルの獲得との関係で学生の学びの可視化を試みることにした。コロナ禍でやや遅くなったが、令和2(2020)年度入学生に対して、6月上旬に1回目の検査試験を実施、この時点での各自のスキルの状況について7月に解説会を実施し、各自の「強み」の確認と今後改善したい項目の目標を立てた。1回目受験した各学科・専攻学生は2年次に実施する資格取得のための学外実習を一通り終えた10月頃、再検査する予定である。

なお、令和2(2020)年度入学生の前期成績（GPAの分布）について、例年と比べると、全体が明かに下位方向へ移っている。入学後、オリエンテーションのみで授業開始まで半月以上空き、6月初めまで教員・学生双方とも不慣れな状況でリモート授業を試みてはいたが、個別学生の課題を十分には把握しきれず、学習意欲の喚起や学生指導が対面程には行えなかったことも影響している。今後、日常の学生指導を通してどこまで改善できるか大きな課題である。コロナ禍で学生に対する十分な働きかけができなかったことは他学でも同様であろう。全国的動向も含め、今後検証していく必要がある。

本学の教育活動に係る法令等の変更情報は、文部科学省等から送付（電子メールを含む）さ

れてくる通知等を学長が確認した後、両学科長、ALO、関係委員長に回覧し、保存され、必要により複写あるいは電子データ化して共有したうえで必要な対応をとり、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

(I-C-1)

1. 評価報告書作成作業の遅れを改善する。
2. 外部関係者からの意見聴取は継続する。
3. 令和 3 (2021) 年度は、認証評価の評価年である。前回の評価 (第三者評価) 時に課題としていた改善計画、行動計画について、改めて全体的に到達度・達成度を確かめたい。

(I-C-2)

1. 学修査定方法の検討
2. ジェネリックスキルの可視化については、次年度後期の結果を待って、その有効性の評価や活用法の検討を行う。
3. 内部質保証のルーブリックによって現在の位置を確認する。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

とくになし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画 (工程含む)

(I-A-1)

1. 建学の精神等に関する認知度・理解度調査の実施と分析 (令和 3 (2021) 年度)
長く計画のみを掲げてきた建学の精神等に関する認知度・理解度の調査 (卒業予定学生対象) を令和 3 (2021) 年度内 (令和 4 (2022) 年 1~2 月) に実施する。年度末までに集計・分析し、その結果に基づいて点検・評価を行い、次年度以降の改善に結びつける。

(I-A-2)

1. 生涯教育担当事務職員の業務を見直すとともに、「生涯教育センター規程」の改定を検討する。
2. 社会貢献の枠組みを実現するための改善を進める
 - 1) 学内教員の研究成果を効果的に地域に還元するため、公開講座に積極的に参加または従事できる環境を整える。
 - 2) 地域包括連携協定締結団体と本学との間で定期協議を重ね、協定の円滑な維持・運用をめざす。
 - 3) 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完をはじめ、セミナーやワークショップなど、参加型の企画に資するための、生涯教育センターの受容基盤拡充を検討する。

(I-B-1)

1. 生活科学学科両専攻の (教育) 目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的 (2 年に一度以上) に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 幼児教育学科の (教育) 目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的 (2 年に一

度以上)に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

(I -B-2)

1. 生活科学学科両専攻の学修成果について、教育目的・目標、学位授与の方針とともに定期的(2年に一度以上)に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 幼児教育学科では、自己評価シートの項目中、下位が続く関係教科で、改善の可能性を検討する。
3. 幼児教育学科では、教育課程の変更との関係で、自己評価シートの項目について、2年に一度程度の間隔で点検し、必要により見直す。

(I -B-3)

とくになし

(I -C-1)

とくになし

(I -C-2)

1. 前回の評価時に課題としていた改善計画、行動計画の進捗状況を確認する。(令和3(2021)年度前半)
2. 本学の現在の状況をルーブリックによって確認する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>A-1

＊前掲 W101-007 学位授与の方針

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

・ W101-016 釧路短期大学単位認定試験規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shikenkitei2017.pdf>

＊前掲 W100-01 学則第 19 条（のみ）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

・ W101-017 釧路短期大学学位規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakui.pdf>

<根拠資料>A-2

＊前掲 W101-007 教育課程編成・実施の方針（生活科学専攻）（食物栄養専攻）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

・ W101-008 生 生活科学科生活科学専攻カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/sei_map2021.pdf

・ W101-008 食 生活科学科食物栄養専攻カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/shok_map2021.pdf

・ W101-007 教育課程編成・実施の方針

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

＊前掲 W101-008 幼 幼児教育学科カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map2021.pdf

・ W101-018 シラバス

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/index.html>
<https://syllabus.kushiro-jc.net/>

＊前掲 W100-01 学則第 11 条 2 項

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

<根拠資料>A-3

・ 法令 001 短期大学設置基準第 5 条

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=350M50000080021>

<根拠資料>A-4

・ W101-019 卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・資格取得者数

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/graduation/index.html>

・ W101-020 「就職先/職種別就職状況」

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/education_contents/index.html#b03

・ W101-021 実務家教員担当科目一覧

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/jitsumuka2021.pdf>

<根拠資料>A-5

＊前掲 W101-007 釧路短期大学の教育方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学受入れ）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

＊前掲 W101-008 生食幼 カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/sei_map2021.pdf

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/syok_map2021.pdf

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map2021.pdf

＊前掲 W101-002 大学案内, p.06 (2023 参考)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

・W101-022 入学者選抜要項 (2023 参考)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_recruitment/youkou2023.pdf

・Tw.20200415 入試広報 (2021 年度大学案内、入学者選抜要項完成案内)

<https://twitter.com/KJCnews/status/1250226436926918657/photo/1>

・W101-023 本学公式ツイッター <https://twitter.com/KJCnews/>

・W101-024 本学公式インスタグラム <https://www.instagram.com/kjcnews/>

＜根拠資料＞A-6

＊前掲 W101-013 アセスメント・ポリシー

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

・Tw.20200608 PROG テスト実施 (6/10) 1 年対象

<https://twitter.com/KJCnews/status/1269774441132830722?cxt=HHwWhMC9yY3Ikp8jAAA>

＜根拠資料＞A-7

＊前掲 W101-013 アセスメント・ポリシー

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

生活科学専攻の学位授与の方針は、生活科学科生活科学専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の精神および教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで、本専攻の教育目的および教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士 (生活科学) の学位を授与するとし、その知識・技能・資質等は①家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能、②地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思、③職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力、としている (前掲 W101-007 学位授与の方針)。

食物栄養専攻の学位授与の方針は、生活科学科食物栄養専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の

精神および教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで本専攻の教育目的および教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士(食物栄養)の学位を授与するとし、その知識・技能・資質等は①健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能、②社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力、③人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力、としている(同前)。

両専攻ともに学修成果に示される諸能力と一致し、卒業および資格取得要件を明確に示したものであり、社会的通用性のある内容である。

毎年カレッジライフおよびシラバスを作成する時期に、学位授与の方針について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっており、令和 2 (2020) 年度の点検結果では、変更をせず現行のままで進めることとなった。

幼児教育学科の学位授与の方針は、幼児教育学科に2年以上在学し、本学の建学の精神及び教育理念を理解し、本学学則第16 条に定める単位を修得することで、本学科の教育目的及び教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士(幼児教育)の学位を授与する、としている。その知識・技能・資質等とは、①広い幼児教育・保育の知識と技能をもつこと、②保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつこと、③子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつこと、としている(同前)。

これらの学位授与の方針は、学則に定める卒業の要件(第 16 条)及び成績表以下基準等を定めた単位認定試験規程(W101-016)、資格取得要件(前掲 W100-01, 第 19 条)に基づき作成され、それらを示すものになっている。これらの要件を満たすものは、学位授与の方針に示した知識・技能・資質等の 3 項目を習得した者でもありとし、学則第 16 条(同前)及び学位規程(W101-017)に則り、短期大学士の学位を授与している。

学位授与の方針に基づき卒業を認定された本学の卒業者は、免許資格を要する専門的職業に限らず幅広い職業で活躍し、地域社会から高い評価をいただいていることなどから、本学の学位授与の方針は社会的に通用していると考えられる。

毎年、カレッジライフ及びシラバスを作成する時期に、3 つの方針について学科・専攻ごとに点検・協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。令和 2 (2020) 年度に「学位授与の方針」の定期的点検を行った結果、令和 3 (2021) 年度も現行の方針で進めることとなった。

両学科・専攻ともに学修成果に示される諸能力と一致し、卒業及び資格取得要件を明確に示したものであり、社会的通用性のある内容である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利

用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

生活科学専攻において令和2(2020)年度入学生から観光実務士資格が取得できるようになることから、令和2(2020)年度の教育課程編成・実施の方針について「観光」の文言を加えるなど一部修正を加えた。さらに生活科学専攻、食物栄養専攻ともに教育課程編成・実施の方針の文章中にある「学習」を「学修」に統一した。

令和2(2020)年度の生活科学専攻の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施するとし、その観点は①全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける、②専門教育科目として、教養、地域、観光、ビジネス・職業的知識および技能に係る科目を配置し、家庭生活・地域生活・職業生活に有用な知識・技能・資質を身につける、③地域社会の活性化活動実践のための科目を設置し、社会性・集団行動力、考察力、分析力、発信力などの社会人基礎力を身につける、④各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目および実習科目を配置し効果的な学修を進める、⑤学修の成果の社会的通用性を示す諸資格取得に資する科目を配置し、専門的知識・技能を身につける、としている(前掲W101-007)。

食物栄養専攻の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施するとし、その観点は①全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける、②専門教育科目は栄養士免許必修科目を中心に、フードスペシャリスト、社会福祉主事任用資格取得のための科目を配置し、確かな専門知識と技能を身につける、③各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、技能や資質習得に向けた演習科目、実験科目および実習科目を配置し効果的な学修を進める、④演習科目、実験科目および実習科目を通し、地域社会で求められる情報収集力、問題解決力、コミュニケーション力、集団行動力および統率力を身につける、としている(前掲W101-007)。

両専攻ともに教育課程編成・実施の方針は学位授与の方針に対応したものであり、カリキュラムマップ上に「学位授与の方針」で掲げる知識・技能・資質について、第一義的内容あるいは副次的内容の科目にマークを記し、整合性が確認できる様式にしている(W101-008 生・食)。

毎年カレッジライフおよびシラバスを作成する時期に、教育課程編成・実施の方針について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっており、令和2(2020)年度の点検結果では、両専攻ともに変更をせず現行のまま進めることとしたが、食物栄養専攻については栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラムの改定に伴い、令和4(2022)年度入学生対象に本学の栄養士養成カリキュラム再編を予定していることから、教育課程編成・実施の方針についても同時に見直す予定である。

幼児教育学科では、学位授与の方針に対応する「教育課程編成・実施の方針」を作成し、学内外に公表・周知している(W101-007:教育に係る3つの方針)。「教育課程編成・実施の方針」に対応する本学の教育課程は、短期大学設置基準第5条に則って体系的に編成し、学科・専攻の学修成果に対応した授業科目を設置している(前掲W101-008 幼)。

以下に、幼児教育学科の「教育課程編成・実施の方針」を示す。

1. 全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける。
2. 専門教育科目として、保育者養成に必要な知識及び技能に係る科目を配置し、子育て、子育て支援及び職業生活に有用な幅広い知識と視野を身につける。

3. 各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目及び実習科目を配置し効果的な学修を進める。

4. 近隣園と連携し、保育観察やグループ演習など、小グループが保育実践者から有形無形の学びを受ける実習指導を進める。

幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与認定の方針に対応しており、その教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を設定している。学修成果との対応についても、カリキュラムマップで明示している（同上）。

なお、平成 31/令和元（2019）年度に開設したスポーツ・レクリエーション指導者資格については、令和 2（2020）年度卒業生 30 名が取得した。前掲の方針「2」との関係で、約 6 割の学生が新たに有用な関係専門領域の知識と視野を身につけたと言える。

翌年度用カレッジライフを見直す年末に、必要により諸方針についての検討を行うことにしているが、新教育課程が開始された令和元（2019）年度の入学生が卒業を迎える以前であったこと、新型コロナウイルス感染症対策で遠隔授業を大幅に導入するなど授業形態を大きく変更した事情もあり、評価が難しく、方針自体の変更は行わなかった。

修得単位の上限については、学則第 12 条で、一学期に履修を登録できる授業科目の合計単位数に上限を設定することを規定し、本学「履修及び履修の登録に係る規程」第 4 条「履修の制限」の第 2 項で、その単位数を 30 単位と定めている。また、シラバスには、いずれの学科・専攻においても、必要な項目（学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している（W101-018 シラバス、前掲 W101-008 生食幼 カリキュラムマップ）。

また、評価対象年度には、年度当初、コロナウイルス感染症拡大により授業形態を大きく変えることを余儀なくされ、本学でも遠隔授業を導入することとし、自宅等での学習を可能にするための機材整備・支援と、「多様なメディアを高度に利用」した授業を行い、これらを「当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること」を認める学則改正（前掲 W100-01、第 11 条 2 項）を行って、緊急事態に対応した。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

短期大学設置基準第 5 条では、「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とし、同条第 2 項で「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業または実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」と定められている（法令 001 短期大学設置基準（教育課程の編成方針）第 5 条）。

令和 2（2020）年度段階の教養教育の内容と実施体制について、本学では、「教育理念」に掲げている「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」のため、「教養科目」を設定し、一般教育科目として、人文科学・社会科学・自然科学の各科目系列と外国語、保健体育科目で構成している。文学・心理学・比較文化（以上、人文科学）、法学・経済学・教育学（以上、社会科学）、生物学・化学・自然科学概論（以上、自然科学）それぞれの系列から 2 単位以上計 8 単位以上、外国語

から2単位以上を含み計12単位以上を学ぶことが必須である。これらによって、生活科学科生活科学専攻では地域社会・地域経済の、食物栄養専攻では栄養士・フードスペシャリスト、あるいは医療事務の、幼児教育学科では教育・保育・福祉のそれぞれの専門性理解を支え、深める科目として位置付けており、「幅広い教養」を身につけて専門職に就く、そのこと自体は、専門職の下支えの重要性を意味しており、位置づけも明確で、特に問題にはこなかった。

しかし、この人口減少時代だからこそ、地方都市・釧路に位置することの意味を価値づけ、新たに、釧路短期大学ならではの特色を教育内容で示すこととし、建学の精神と、「くしろ」という「地域とのかかわり」をより意識した科目を設定するなど、教養教育改革を行うこととした。

この教養教育改革については、前年度より教務委員会で見直しを始め、当該年度は、新たな教養教育の内容を検討し、生活科学・幼児教育の両学科および就職指導・学生指導を行っている就職委員会・学生委員会での検討を経て、「共通教養」として関係科目の再編成を行った。主要要素は、自分を知ること、グループでの討議と課題発表、生活指導関係、就職指導関係とし、これらを「社会で生きる」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの8回ずつに分けて設定し、教授会の承認を経て、令和3（2021）年度入学生から適用することとした。

カリキュラム変更の方針については、「建学の精神からと、地域とのかかわりについて、あるいは専門教育科目から学科専攻で共通しているものや学科専攻独自でできないものの3点」から考えた。担当教員については、「1名に固定し代替えが利かなくなるのではなく、内容が入れ替えられる形態」が望ましいこと、また、できるだけ専任教員の専門性・担当分野を生かせるよう設定した（8月教授会）。さらに、同じ校舎にしながら、学科・専攻を越えた交流がほとんどなかったため、新たな科目では、学科・専攻を越えたグループを編成し、限られた時間内での議論やイベント構想などを通して、学生間の新たなつながりを期待している。

学科・専攻枠を越えた学生間のつながりを試みる授業の名称や内容について、検討の過程では次のような点を考慮した。①各学科専攻の基礎となる教養の必要性は共通していたものの、本学を受験する高校生の立場から見て、教養の「基礎」を学ぶというのでは魅力に欠ける。②さらに積極的に、「くしろの自然環境」、「くしろの文学」を新設し、2年間の専門課程を経た先に「くしろ」という地域社会があり、この地で有益な働きをも期待した内容とする。③これまで学生委員会および就職委員会等が授業時間とは別に「全学共通時間」を設けて行ってきた「社会人」として必要な講演会、2年で十数回に及ぶ就職指導・講演会をも単位化し、全学の共通教養に必修科目として位置付ける。この科目名称は「社会で生きる」（Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ）とし、さらに、この授業時間枠を用いて、入学から程ない時点での各学生のジェネリックスキルを測定し、その後、学外実習を一通り終えた2年生後期に再度測定することで、本学での学びを通して各自のジェネリックスキルがどのように変化し、どのようなスキルを身につけたのかを確認できるようにした（Ⅱ-A-6・7参照）。

令和2（2020）年度入学生には、コロナ禍で予定より若干遅くなったが、6月に最初のテストを実施した。次年度、学外実習終了後の再測定によって、従来できなかったジェネリックスキルに関する本学教育の効果の測定が可能になる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学卒業生のほとんどは、釧路地域を中心に就職し、その多くが専門を活かした職場となってい

る（W101-019：卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・資格取得者数、W101-020：教育内容「就職先/職種別就職状況」）。

本学の教養教育は主に一般教育科目として実施しており、この社会で生きるにあたって有益とみなす知識・技能・資質等を学ぶことを主眼としている。しかし、その学びは職業に向けた専門教育と分離されるものではなく、様々な事象を知り、広い知識を持つことによって、専門的知識や技能を幅広く活かすことが可能となる。その意味で教養教育は、学科・専攻の専門教育とともに、職業教育の一要素でもある。

本学で直接に職業教育を担うのは各学科・専攻である。いずれの学科・専攻も職業に係る免許資格課程を開設し、特定の職業に向けた専門教育を実施している。これらの職業教育を担当する教員として一定の実務経験を有する実務家教員を多く配置し（W101-021 実務家教員担当科目一覧（但し、R3年度））、理論と実践のバランスが取れた教育を展開している。

職業教育の効果は、免許資格取得人数・取得率、検定試験他外部試験の合格率・獲得点、学外実習に係る評価状況、専門領域就職状況などによって多面的に評価し、改善課題があれば取り組むようにしている。

さらに、就職活動を含めた職業への意識を高める、卒業後に社会人として生きるために必要とされる事項について、単位化されていないが、学科・専攻共通の「全学共通時間」（週 1 コマ）を設定して次の取り組みを行っている。

この「全学共通時間」は、①主に就職委員会が主導して行うもので、履歴書の書き方、礼儀作法、就職体験談などのガイダンス・講演会などと、②主に学生委員会が担当する「实际生活に必要な能力を育成する」観点から行う「社会接続教育」としての、交通安全講話、消費生活講座、尊重し合う関係を築く（デートDV 防止について）、「もしもの場合の法律講座」などがある。

なお、前節で述べたように、今後の教養教育改革によって、これらの「時間」を科目名「社会で生きる」として単位化する予定である。

次に、以下に、学科・専攻の職業教育に関する改善の取り組みについて述べる。

生活科学学科生活科学専攻では、令和 2（2020）年度入学生から全国大学実務教育協会が認定する「観光実務士」取得課程がスタートした。この資格取得を目指して学修することにより、観光に関する幅広い教養と豊かな人間性が身につく、観光関連業界で必要とされる能力・スキルが身につく、将来さらなるスペシャリストとして学びを継続する力を養う、観光業務で活かせる知識と実務能力が身につくなど就職に有利な効果が期待できる。

食物栄養専攻では、栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム改定に伴い本学の栄養士養成カリキュラム再編に向け、令和元（2019）年度より複数の専攻担当教員が全国栄養士養成施設協会等の研修会に参加し、新モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深め、学内においてその情報を共有してきた。また、専任教員が担当する一部の科目においては、新モデル・コア・カリキュラムに基づく授業内容の見直しを図ったが、カリキュラム再編に必要な情報整理、整合性チェックまでには至らなかった。本来は、令和 3（2021）年度にかけて教育課程編成・実施の方針の再編に取り組み、新カリキュラムを次年度から改定する予定でいたが、再来年度改定に向け、作業を進めることに変更した（9 月教授会）。あわせて、食物栄養専攻では現在、栄養士のほかに「フードスペシャリスト」資格を付与しているが、これまで本資格を活かせる求人が皆無に等しいことに加え、本学での就職実績がほとんどないことからこの資格を廃止する意向を固め、これに代わる就職に有利な食・健康関連資格の情報収集を行い本学での導入の可能性を検討している。

幼児教育学科では、専任教員 7 名のうち、学科長を除く 6 名が 1 年生、2 年生それぞれを 10 名以下の 6 グループに分けて、グループ担当となり、学科長がこれらを統括して、保育者養成に向けて実践的な指導を行っている。そのため、十数年前から学科 1 年生は金曜午前中、学科 2 年生は週に 2 コマ、実習指導系演習の時間を時間割上に確保してきた。また、各実習にあたっては、学科長も含め 7 名全員で実習担当園を分担し、事前面談を個別に行い、基本的にはすべての担当園を

訪問して直接指導を行っている。

コロナ禍で日常的にかかわる範囲を超えての人的交流が大幅に制限される中、当初の想定外ではあったが、保育現場での体験を重ねられるよう臨機応変に対応してきた過程で、幾つかの新たな試みを行うことができた。

保育者（幼稚園教諭・保育士）養成を目指すため、従来、附属幼稚園、近隣保育所・認定こども園から協力を受け、5月連休明けから学生が保育現場に出て、子どもたちの様子、保育者の働きを観察しながら、可能な限り子どもたちと触れ合う機会を持ち（1年前期に5回）、それらの記録を作成し、10名以内で構成するグループ担当教員の指導を受ける方法を継続してきた。ただし、令和2（2020）年度は、コロナ禍で保育現場訪問の開始が遅れ、1年生の現場への訪問は緊急事態宣言明けの6月以降となり、また、各園のコロナ感染症対策の関係で、直接触れ合う機会、時間の制限などの制約を受けた。一方、2年生の実習は保育現場からの理解と協力を受け、6月の教育実習（幼稚園）は一部で10日程の遅れがあった程度で無事終わられ、8月後半以降の保育所実習もほぼ問題なく終わられた。ところで、保育実習のうちの施設実習（必修）では、三分の一程度の施設で受け入れられない状況となったため、急遽、対応を変更した。具体的には、10日を半分として2グループ5日ずつに編成し直し、全員が現場で最低でも5日間の実習を受けられるよう変更し、不足分を1日単位の施設訪問、小グループでの施設訪問、施設現場の指導者から演習を受ける、大学での演習授業などを組み合わせて規定時間を満たすように対応した（同前）。同様の事情で、1年生に対して、従来、6月に1泊2日で行っていた施設研修旅行は中止としたが、代替措置として、秋に個別の施設見学を組み込み、さらに12月には小グループで複数の施設見学を行うなどの対応を行った（1月教授会）。

いずれも、現場での経験や子どもたち・利用者との出会いの機会を設定する上で、かなりの試行錯誤、打合せ、変更を余儀なくされたが、新たな現場とのつながりも開かれた。

保育者としての資質・能力の獲得についての評価は、教育実習を終えた7月、保育実習を終えた10月、そして卒業前に「自己評価シート B-3」を用いて自己評価をし、その状況を把握している（I-B-2 参照）。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者受け入れの方針は、学位授与の方針に示す諸能力である学修成果に対応している（前掲 W101-007、前掲 W101-008 生食幼）。「建学の精神」は大学パンフレット（前掲 W101-002, p.06）、「入学者受け入れの方針」は入学者選抜要項（W101-022, p.1）でそれぞれ紹介している（Tw.20200415）。いずれも、オープンキャンパス（令和2（2020）年度4回）、社会人入試説明会

(令和 2 (2020) 年度 1 回)、保護者説明会 (令和 2 (2020) 年度 1 回)、高等学校または業者主催の進学説明会 (令和 2 (2020) 年度 : 11 回)、高等学校進路指導部訪問 (年 3 回) などにおいて積極的に用いられ、都度、入試委員らによって説明された。入学前の学修成果の把握・評価については、入学者選抜要項の入学者受け入れの方針に明確に示すとともに、入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している (前掲 W101-022、p.2~7)。また、入試委員会では毎年 4 月、入学オリエンテーションにて新入生アンケートを実施している。最初の設問である「建学の精神を知っていましたか」において、「知っていた」と回答した者の割合は、令和 2 (2020) 年度は、79% (平成 29 (2017) 年度 46%、平成 30 (2018) 年度 56%、平成 31 (2019) 年度 66%) であった。

令和 3 (2021) 年度から実施される高大接続改革では、大学の入学者選抜において多面的・総合的な評価を行うことが求められている。そこで平成 30 (2018) 年度に、令和 3 (2021) 年度以降の入学者選抜について、入学試験制度の一部を変更することとし、指定校推薦入学試験に面接試験 (原則として集団) を加えた。また、社会人特別推薦入学試験および社会人特別入学試験の出願資格を 20 歳から 22 歳に引き上げ、奨学生採用試験の受験資格を 19 歳以下から 21 歳以下に引き上げることを決定した。令和 2 (2020) 年度には、これらの内容を盛り込み、令和 3 (2021) 年度入学者選抜要項ならびに出願書類一式を作成した。

武修館特別推薦入学試験のあり方は、令和 3 (2021) 年度以降の入学者選抜について検討した結果、指定校推薦入学試験と同様に面接試験 (原則として集団) を実施することとした。

高大接続改革に向けては、他学の入学前課題の調査を実施したが、高校側のニーズ調査、高校教諭を対象としたキャンパス見学会等は実施しなかった。

授業料、その他入学に必要な経費は、入学者選抜要項に明示している (前掲 W101-022 入学者選抜要項〈但し 2023 入学者用〉、p.10)。

アドミッション・オフィス等を特別に整備してはいないが、教務・学生課に入試事務局を設置し、受験の問い合わせなどに対して、適切に対応している。

生活科学科食物栄養専攻の定員充足をめざす広報として、平成 29 (2017) 年度から「釧路短期大学食物栄養通信・食べるのお仕事・栄養のプロになろう!」を、(公社) 北海道栄養士会釧路支部と共同で不定期発行してきたが、諸事情により、令和 2 (2020) 年度は中断せざるを得なかった。令和 3 (2021) 年度はこれに代わるような広報ツールを検討する。

生活科学科生活科学専攻の定員充足の継続を目標にするため、卒業後のビジョンを描きやすくするための媒体については、新しく取得できる資格となった観光実務士の情報を加えたうえで令和 2 (2020) 年度以降作成することを予定していたが、コロナ禍の中、非接触型の動画等によるアピールが効果的であると判断し、令和 3 (2021) 年度以降に作成を検討する。

公式 SNS、オープンキャンパス、進学相談会などは、入試委員会から協力依頼を行い、全学体制で行われる状況となっている (W101-023 本学公式ツイッター、W101-024 本学公式インスタグラム)。

入学者受け入れの方針について、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検するには至っていない。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の機関レベルとしてのアセスメント・ポリシーによる具体的な査定方法としては、①入学時、②在学時、③卒業時それぞれで、①アドミッション・ポリシーに適う入学者かを検証すること、②カリキュラム・ポリシーに則って学習が進んでいるかを検証すること、③ディプロマ・ポリシーを満たす人材となったかを検証すること、以上、大きく3つに分けることができる。

①では、入学願書の記載内容、出身校の調査書の記載内容、各種入学試験および入学前課題によって、②では、半年の学期ごとに示される GPA、成績分布・単位修得状況、退学率・休学率及び休退学の理由、各種学生アンケート（学修行動調査、短期大学基準協会・短期大学生調査）、地域活動等実施・参加状況によって、③では、学位授与数、修業年限（2年）での卒業率、成績分布・単位修得状況、就職率、進路決定率、地元就職率によって、その学年の、あるいは学科・専攻ごとの測定ができる（前掲 W101-013）。

これらに加え、令和2（2020）年度入学生から始めた PROG テスト（Tw.20200608）により、入学間もない時期の各自のジェネリックスキルの状況を測り、各学科・専攻において資格取得のための学外実習を一通り終える2年生後期に再計測して、その変化をみることで、どのような力が身に付いたのかを具体的に知ることができる。その結果は、令和3（2021）年度後期にわかるであろう。

生活科学学科両専攻の学修成果は、基準 I-B-2 で述べたとおり学位授与の方針に示された諸能力であり、この方針は教育目的、目標に基づき具体的に定め、卒業までに獲得可能な内容としており、学業成績ならびに学修成果チェックシート、コンピテンシーテストで測定可能である。

生活科学専攻の「学習成果・自己評価シート」は生活科学専攻の学位授与の方針で示す教養、地域、ビジネス・職業的技能に関する学修成果項目をあげ、1年次、2年次スタート時にそれぞれの項目をどの程度頑張るか3段階で記入、各学年終了時には学修成果の獲得度を4段階で評価するというものである。さらに、生活科学専攻で取得可能な資格取得に対する考え方、獲得・形成が望まれる意識や行動の在り方、基礎知識、基礎技能など18項目について各学年終了時に3段階で評価するものである。

食物栄養専攻の「学修成果自己評価シート」は令和2（2020）年度入学生より様式を変更した。PROG テスト（民間企業作成）の導入により、コンピテンシーを測定することができるようになったため、これまで実施してきた社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力について4項目）、人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力（コミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力について19項目）の習得状況の測定を削除したところが大きな変更点である。

新しい「学修成果自己評価シート」の内容は栄養士免許必修科目のうち講義科目につき、前年度の栄養士実力試験問題をを用いた達成度試験を実施して正解率を記入、20程度の項目にまとめた実験・実習に係るスキルの習得状況の自己評価からなり、学生は1年後期終了時と2年後期終了時に記入する。

学修成果シートは、両専攻ともに自身の目標設定や個人面談等の資料として活用するほか、測定後に集計し、学科会議ならびに教授会で集計結果と傾向について報告し、教育課程編成等点検時の基礎資料として活用している。

両専攻ともに令和2（2020）年度入学生より、PROG テストの導入により、コンピテンシーを測定することが可能となり、コンピテンシー項目と各専攻の学位授与の方針とを次のように紐付けしている。

生活科学専攻の学修成果①家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能を身につけることに関しては学業成績で測定し、②地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思を育むことに関しては、コンピテンシーの「課題発見力」3項目、「計画立案力」4項目、「実践力」3項目、「創造的思考力」3項目で測定、③職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力を身につけることに関しては、コンピテンシーの「親和力」6項目、「協働力」4項目、「統

率力」4項目、「遵法性」1項目で測定することが可能である。

食物栄養専攻の学修成果①健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能を身に付けることに関しては学業成績で測定し、②社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力を養うことに関しては、コンピテンシーの「課題発見力」3項目、「計画立案力」4項目、「実践力」3項目で測定、③人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力を身に付けることに関しては、コンピテンシーの「親和力」6項目、「協働力」4項目、「統率力」4項目、「遵法性」1項目で測定することが可能である。

コンピテンシーの測定は1年前期と2年後期の2回実施することで、学生の一定期間内での獲得状況を知ることができる。

幼児教育学科の学修成果は、学位授与の方針3項目のうち、「広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ」こと、「子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ」こととの関係で大きく4つ（①保育職の意義についての理解、②幼稚園や保育所における保育についての理解、③子ども（幼児）についての理解、コミュニケーション力、④保育方法・保育課程・クラスづくりに関する基礎的な知識・技能）を定め、学位授与の方針の2番目「保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつ」こととの関係で大きく3つ（⑤保育所における他者との連携・協力、社会性、対人関係能力、⑥5領域の保育実践・教育実践、⑦保育職に向けての課題探求）を定めており、これらの各項目について2～5個ずつ、計27個の指標を設けている。これらは、幼児教育・保育関係職に就く者として具体性があり、一定期間内で獲得可能である。

以上の指標を、履修カルテ内の「自己点検評価シート B-3」で示し、教育実習の終わった2年生前期（夏）、保育実習の終わった2年生の秋、そしてすべての授業・実習を終えた2年生後期終了時にそれぞれの知識や力がどの程度身についたかを、1・2・3の3段階で自己評価をし、その推移を確認する仕組みとしている。

また、学修成果は、個別教科・全体として与えられるGPAの高低によっても客観的に測定できる。

なお、試験的に導入したPROGテストの教員向け解説会を12月に設け、時間内に全ての項目には回答できなかった学生が多い幼児教育学科から、それが不利益にならないかを尋ねたところ、最低評価の「1」表示がされる可能性があり、該当学生が精神的に落ち込むこともあったため、以後、設問数の整理および回答記入時間についての配慮がなされることとなった。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、学修成果査定の方針としてアセスメント・ポリシーを策定し（前掲W101-013）、3レベル（機関・教育課程・科目）に区分した査定方法を用い、入学・在学・卒業の3時点で多面的に査定することになっている。

GPA 分布状況の把握は、平成28（2016）年度より導入し、各学期末に集計した数値を教務委員会で承認した後、教授会で全教員に示される。学科・専攻ごとに0.5ポイントずつに区分し、

入学時からの推移及び前年度同学年との比較を棒グラフで示して、特徴の把握に努めている。ところで、令和2（2020）年度入学者（＝1年生）のGPAの分布が近年の各学年に比べて「中の下」方向へ大きく下がり、幼児教育学科に顕著であった。コロナ感染症対策の関係で試行錯誤しながら行った遠隔授業の内容・方法、保育現場での学びの機会の縮小等に遠因や課題があるかもしれないが、明確ではない。

また、本学では、とくに各科目の受講者及び不認定数（F 評価数）を個人別の全科目の評価とあわせて示している。単位修得率は整理していないが、計算は容易である。教授会での単位・成績認定を経て、単位修得・成績評価表は各学科・専攻を通して、該当学生の指導及び成績不振者の保護者通知に活用している。

生活科学学科では、各専攻の「学修成果・自己評価シート」のほか、生活科学専攻でメディカルクラーク（医科）試験の結果、食物栄養専攻で栄養士実力認定試験結果およびフードスペシャリスト試験結果を学修成果として活用している。幼児教育学科では学生の業績の集積としてのポートフォリオ、そして、「自己点検評価シートB-3」をもとに、学修成果を測定している。

具体的には次の通りである。

生活科学専攻では、令和元（2019）年度入学生の1年終了時及び2年開始時に記入した「学習成果・自己評価シート」を集計・評価し、学科会議ならびに教授会で報告するという形で学内に公表している。

評価・公表の内容を以下に示す。

専攻の学修成果の獲得について、「家庭生活・社会生活に係る幅広い教養を獲得する」の項目においては全員が「できている・まあまあできている」と回答した一方で、地域の理解に関する項目では「あまりできていない」約半数、ビジネス系の協働やコミュニケーションスキルに関する項目においても「あまりできていない」が2～3割みられた。目指す資格については、簿記検定試験において合格にいたらない学生が多いため、時間外での補習を実施する必要がある。パソコン技能検定試験は概ね良好であるが、表計算に苦手意識を持つ学生が多く見受けられる。社会人基礎力等に関連する基礎知識・基礎技能については、挨拶やマナーについては自信を持って取り組んでいる。また、獲得状況が低かった「釧路地域の特徴や課題」、「地域課題の解決・改善方法を主体的に考え説明できる」については1年時終了段階で半数以上が「できる・まあまあできる」と回答していた。これらの力を獲得する科目は2年後期まで続くことから、卒業までに獲得が見込まれる。

食物栄養専攻では、令和元（2019）年度入学生の1年後期、2年前期終了時に記入した「学修成果自己評価シート」を集計・評価し、学科会議ならびに教授会で報告するという形で学内に公表している。その内容を以下に示す。実技の修得状況で評価が高かった項目は衛生的な身支度ができる、解剖実験ができる、栄養価計算・比率計算ができるであった。1年後期と2年前期を比べると調理・給食実務に必要な実技の修得に関する自己評価が向上している。また、社会変化に対応した職業人として地域に貢献する力で評価が高かった項目は、相手の目を見て聞く、話す、場に応じた服装や髪型、テキパキと行動するであった。1年後期と2年前期を比べると全体的に肯定的な評価が増加した。

個人差はあるものの多くの学生が各チェック項目において向上がみられていることから教育目標が概ね達成できていることが示唆された。

食物栄養専攻の「学修成果自己評価シート」は令和2（2020）年度入学生より様式を変更した。PROGテスト（民間企業作成）の導入により、コンピテンシーを測定することができるようになったため、これまで実施してきた社会変化に対応するための力、人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力の習得状況の測定を削除した。PROGテストのコンピテンシー項目と各専攻の学位授与の方針が紐づけされていることから、次年度以降は、このデータを含めた学修成果の評価が可能となる。

幼児教育学科では、「履修カルテ」内の「自己点検評価シート B-3」による測定をしており、必要により見直すこととしている。前年度から教職課程が変更され、その最初の卒業生となることか

ら、旧課程との比較ができる見込みであったが、コロナ禍で遠隔授業を取り入れたり、施設実習の縮小対応・一部演習を含む再編成を急遽強いられたり、学科学生の対外的イベントである KJC ランドもリモートで実施するなど、大幅な変更を重ねた関係で、前年度との数値の比較は参考程度となろう。その割には、令和 2（2020）年度卒業生の評価ポイントは、前年度に比して全体として高かった（I-B-2 参照）。また、幼児教育学科では、保育関係の実習指導にかかわる学生に課した課題を「履修カルテ」とあわせてファイリングするよう求めており、保育観察記録、夏期休業中の作業課題、実習報告会記録、作成した指導案など、担当教員から評価・コメント等を受け、これらを集積している。学期の成績が手元に渡るタイミングで、各科目の成績評価（S/A/B/C/F）のうち、S または A に達しなかった全ての教科に対して、努力すべき項目についてコメントし、担当教員の確認を行っている。なお、教職課程の新課程（令和元（2019）年度～）で新たに加わった、各領域にかかわる「指導法」の「自己点検評価シート B-3」での位置づけについては、シート形式を変更せず、元々の⑤「保育方法・保育課程・クラス経営に関する基礎的な知識・技能」に含むものとして扱った。

また、大学・短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」を本学でも活用している。令和 2（2020）年度前期末の調査では、「今の短大に入学して、あなたの能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」に関して示された 22 項目のうち、「大きく増えた・増えた・変わっていない・減った・大きく減った」の 5 選択肢から選ぶ問いに対して、「大きく増えた」と「増えた」の合計が 70%を超えたものが、上位から「専門分野や学科の知識」91.3（前年度 88.4；括弧内、以下同じ）%、「文章（レポートなど）を書く力」75.8（78.6）%、「一般的な教養」73.3（71.1）%の 3 問だった。さらに「他の人と協力する力」67.7（73.4）%、「PC など情報機器を使う力」67.1（62.8）%、「異なる文化や考えを持つ人々を理解する力」66.5

（52.3）%、「論理的に考える力」65.6（55.7）%、「コミュニケーション能力」60.9（63.4）%が 60%を超え、異文化・多文化理解、論理的思考力についてはポイントを上げた。以上から、本学が掲げていた知識・技能、異・多文化理解、論理的考察力、コミュニケーション力や協働のための力がある程度は身についたものと判断できる。他方で、反対に 40%を下回った設問は、下位から「外国語を使う力」15.5（29.5）%、「選挙への関心」24.8（29.7）%、「リーダーシップ」31.1（39.3）%、「自学自習の能力（習慣）」31.7（47.1）%であって、それぞれ数値を下げた。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

就職委員会が担当する卒業後評価として、卒業生が就職した各職場に対し 4 年に 1 回アンケート調査を実施しており、今回は令和 3（2021）年度の実施を予定している。

令和元（2019）年度、卒業生に対し、卒業後の離職対策として、また、大学での学びが各職場でどのように活かされているかなど、より直接的に声を聞くことができる場の設定を計画し、その準備のため「卒業生来校調査」を全職員の協力の下 1 年間かけて実施した。

結果は、全学的に前年度卒業し就職した学生の相談が多かった。また、月別では 4 月から 8 月の来校者が多く、最も多かったのは 4 月であった。内容は、近況報告が主であったが、職場での悩みや転職相談など、職場に適應できない状況を訴える数値が高かった。これらの結果を受けて、令和 2（2020）年度に「卒業生を迎える日」（令和元（2019）年度卒業生対象）と題して、6 月に卒業生同士の情報交換や様々な悩みをうち明けながら職員から助言を与える機会を設定した。

しかし、コロナ禍の折、加えて 4 月・5 月からの緊急事態宣言も発令されたことから、一堂に会

した「卒業生を迎える日」を「卒業生個人相談会」と名称を変更し、電話予約又はWEBでの申し込みを受け付け6月（1か月間）開催した。結果的に食物栄養専攻卒業の1名だけの申し込みとなり、内容は、近況報告が中心であった。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

（Ⅱ-A-1）

現時点では特にないが、各学科・専攻の教育課程を変更する場合には、学位授与の方針を必要に応じて見直すこととする。

（Ⅱ-A-2）

食物栄養専攻において、栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム改定に伴いこれまで情報収集を行ってきた。本学の栄養士養成カリキュラムについてもモデル・コア・カリキュラムに沿って再編する必要があるため、カリキュラムの見直しと同時に教育課程編成・実施の方針の見直しを図る必要がある。

（Ⅱ-A-3）

1. 新たな共通教養体制、特に「社会で生きる」のグループワークや担当教員間の連携について、滞りなく進めることができるよう、情報共有を十分に行う体制を作る。
2. 新たな「共通教養」としての教養教育の効果を確認し、評価する。

（Ⅱ-A-4）

教養教育の改革により新たに設定する共通教養科目「社会で生きる」に含める、就職ガイダンスや講演会の内容と評価の方法を、必要に応じて見直す。

新コア・カリキュラムに基づく栄養士養成課程の編成を行う。

コロナ禍で生まれた新たな市内近郊の多様な施設と連携して、施設における現場体験・施設実習の充実を模索する。

（Ⅱ-A-5）

1. 高大接続改革に向け、高校側のニーズ調査等を行う。
2. 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検を行う。
3. 生活科学科食物栄養専攻の定員割れを回復させる。
4. 生活科学科生活科学専攻の定員充足が保持されるよう努める。
5. 入試広報の全学体制化を推進する。

（Ⅱ-A-6）

各専攻の学修成果シートと令和2（2020）年度から導入したコンピテンシーテストにより、学修成果が適切に測定できているかについて点検する。

（Ⅱ-A-7）

生活科学科では、各専攻が独自に作成した「学修成果・自己評価シート」とコンピテンシーを測定するPROGテスト両者のデータの有効な活用方法について検討したい。

「短期大学生調査」において、下位の項目は前年度より数値を下げていたため、今後の教育指導の上で考慮して対応していきたい。

（Ⅱ-A-8）

令和元年度の全学的な卒業生来校調査をもとにした計画が、新型コロナウイルス感染拡大により変更を余儀なくされたことが大変残念であった。今後、このような状況が続くことも想定した上で、卒業生の期待に応えられるような安全安心で柔軟な計画を考えていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

とくになし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>B-1

- ・ W101-025 集計結果・授業アンケート>2020 年度前期・2020 年度後期
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020z.pdf>
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020k.pdf>
- ・ Tw.20200601 緊急事態宣言解除
<https://twitter.com/KJCnews/status/1267338716252536832?cxt=HHwWgICohaH2vpYjAA>
AA
- ＊前掲 W100-01 学則 第4章 教育課程、第5章 卒業等
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>
- ・ W101-016 釧路短期大学単位認定試験規程
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shikenkitei2017.pdf>
- ・ W101-026 釧路短期大学附属図書館>施設紹介：絵本とおはなしの部屋「でんでん」
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/shisetsu/shisetsu.html>
- ・ W101-027 図書館ボランティア：ライブラリアン（学生図書委員会）/資料整理アシスタント
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/volunteer/volunteer.html>
- ・ Tw.20200511 遠隔授業導入（幼児教育）
<https://twitter.com/KJCnews/status/1259726703464558592?cxt=HHwWgMChoeawufsiAA>
AA
- ・ Tw.20200416 遠隔授業案内（食物栄養）
<https://twitter.com/KJCnews/status/1250972377283833856?cxt=HHwWgMChvfmvrNwiA>
AAA
- ＊前掲 W100-01 学則第11条3
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

<根拠資料>B-2

- ・ Tw.20200408 オリエンテーション開始
<https://twitter.com/KJCnews/status/1380026286022619141?cxt=HHwWisCj8Y2m66YmA>
AAA
- ・ W101-018 授業科目、授業方法及び内容、年間授業計画（シラバス）
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/index.html>
- ・ W101-028 「第4、ハラスメントの相談窓口」；釧路短期大学キャンパス・ハラスメントの防止と排除のためのガイドライン、p.6

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/harassment_guideline.pdf

＊前掲 W100-01 学則第 14 条 (5)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

<根拠資料>B- 3

- ・ W101-029 学生相談室

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/support/soudan/index.html>

- ・ W101-030 学生相談

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_counselling/index.html

- ・ W101-031 学生会とサークル活動

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_club-circle_activities/index.html

- ・ W101-032 大学案内「Sentan Q&A」 p.34 : Q3 自動車通学はできますか？

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

- ・ W101-033 釧路短期大学奨学生規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/syogakusei2021.pdf>

- ・ W101-034 奨学制度－奨学生 1 種・2 種

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_support/index.html

- ・ W101-035 「社会人入学制度の概要」＝釧路短期大学生涯学習奨励金規程／社会人入学への支援制度－1.学費などの優遇/2.長期履修生（「社会人対象制度のご案内」第 16 号、2022 年度版、p.3）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/syogai2021.pdf>

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_social_exam/social2022.pdf

- ・ W101-036 専門実践教育訓練給付制度案内

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_social_exam/kyuufu10.pdf

- ・ Web101-037 釧路短期大学障害のある学生の受け入れ及び支援に関する基本方針

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shien2019.pdf>

- ・ W100-01 学則第 47 条（長期履修学生）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・ W100-01 学則第 55 条（表彰）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・ W101-038 釧路短期大学同窓会奨学金基金規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kjcalumni/kitei/index.html#shougaku>

<根拠資料>B- 4

- ・ W101-039 就職指導システム

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_course-employment/index.html

- ・ W101-040 「就職指導システム 5 つの POINT!」② (Guidebook 2023,p.27)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

- ・ W101-041 パソコン検定演習・簿記検定演習等

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_seikatu-kagaku/index.html

- ・ W101-042 FAQ（よくある質問）Q1.生活科学科生活科学専攻の資格取得に対するサポート体制を知りたい A.1

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_faq/index.html

- ・ W101-043 進路・就職状況＞2.就職状況（学科専攻別）/3.就職状況（地域別）
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_course-employment/index.html
- ・ W101-044 卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・資格取得者数
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/graduation/index.html>

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

(教員)

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の教員は、入学した学生たちが学修成果を獲得できるよう努め、その責任を果たしている。

科目担当教員には、学修成果の獲得状況を示す成績評価の方法や観点及び評価割合（複数の評価方法を用いる場合）などをシラバスに明記することを求めている。

各年度のシラバスは、教務委員会と教務・学生課が共同で、前年度 11 月をめどにシラバス執筆依頼文書とシラバス執筆用参考資料（①釧路短期大学の教育理念～建学の精神、3 つの方針、②各学科・専攻のカリキュラムマップ、③学年暦（案）、④前年度テキスト一覧・テキスト発注申込書）を科目担当者に配付する。あわせて、専任教員には教授会で、非常勤講師には授業担当時または郵送にて、シラバス執筆依頼と留意点の周知を行っている。科目担当教員によって執筆（Web 入力）されたシラバスを教務委員会及び学科長が内容などを点検し、成績評価方法の妥当性（学修成果の獲得状況の確認として筆記試験、実技試験、口頭試問、レポート、作品など具体的であるか、合計で 100% となっているか、学生の出欠状況を点数化するなど成績評価の対象としていないかなど）をチェックし、必要な場合、担当教員に修正を依頼・指示する。また、定期試験時期前（前期は 7 月上旬、後期は 12 月後半）に科目担当者に求める「試験等の日程等連絡票」にて、成績評価基準・方法のシラバス記述との異同を確認し、諸事情により変更がある場合は、あらかじめ受講学

生と教務・学生課に示すものとするなど、シラバス記載の成績評価基準によって学修成果の獲得状況を適切に把握できるよう進めている。また、試験以前で授業終了かそれに準ずる日程で「授業についてのアンケート」（学生の自己評価関係3項目、授業実施・授業意義関係9項目、任意で1項目を追加可能、自由記述欄あり）で評価を受け（受講者10名以上は追加必須、受講者10名未満の場合は任意）、担当科目中最低2科目について、アンケート結果の考察・改善計画を記述するように求めている。授業評価は、各学期、FD・SD活動推進委員会が主催し、委員会を通して内容を確認・審議した上で、教授会でも周知のうえ、実施している（W101-025）。前・後期末に教務・学生課から各学科・専攻別、各学年別のGPAが前年度状況とあわせて数値とグラフで示される。令和2（2020）年度入学生の数値は、明らかに近年の入学生に比べて低いことが特徴であった。初動期である授業開始から2カ月弱の遠隔授業期間に例年のような学生指導が十分にはできなかったことなどが考えられるが、定かではない。

複数の教員で担当している授業では、学科・専攻で必要な打合せや会議を経て、授業の改善を図っている。また、成績評価を複数の教員または学科で行う場合、目的・目標の達成状況を確認するとともに、課題があれば学科会議等で集約される。

学生に対する履修指導に関して、年度冒頭に教務・学生課から共通事項についてのガイダンスがあり、学科・専攻別のオリエンテーションで各学科・専攻の資格取得、卒業にかかわる諸条件などが説明されるが、それに加えて、クラスアドバイザー、グループ担当教員、特別演習（ゼミナール）担当教員による履修相談・履修指導が日常的に行われている。これらだけでは心配な学生のために、2年生が1年生にピアサポートを行う時間も設定している。ただし、令和2（2020）年度は、対面でのオリエンテーションを終えたタイミングで、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、緊急事態宣言が出され、登校、対面授業ができなくなったため、対面でのサポートは6月以降となった（Tw.20200601）。

事務職員は、所属部署の業務を通じて本学の建学の精神「愛と奉仕」と3つの教育理念、教育目的・方針を理解し、学修成果達成のための取組を把握している。また、教育・研究活動の重要な事項を審議する教授会に事務職員が参加し、教授会の審議内容・学長による決定事項の伝達を通して、事務職員全体が学生の学修成果を認識し、学生の履修支援、授業支援や教員との協働などによって学修成果の獲得に貢献している。

短期大学担当職員として配属される部署は、教務・学生課と附属図書館のみだが、これを包括する法人事務局が同一校舎内にあり、学修環境や各時期の活動に配慮し、学生が学修に専念できるキャンパスの整備に取り組んでいる。

教務・学生課の職員は、全員が常設委員会の構成員であり、教育目的・目標の達成状況を教員と共有している。学生の入学から卒業・資格取得、就職に至るまでの事務的支援や相談業務、学修支援を行っている。履修に関する支援は教務・学生課が担当し、その業務内容は学期毎の履修登録、出席・成績・単位認定状況の把握・管理、履修指導等である。

成績記録は「学則」（前掲 W100-01）、「履修及び履修の登録に係る規程」、「単位認定試験規程」（前掲 W101-016）等に基づいて処理・保管している。成績記録については、履修登録時から教員と名簿の共有を行い、成績・単位認定教授会の議を経て原簿が完成する。成績は学生へ通知後、保護者への通知と証明書の発行を開始している。

図書館の運営は専門的職員（司書）2人が担当している。学生・教職員の学修・研究のために必要な図書の貸出・返却と蔵書管理、各種レファレンスのほか、紀要の編集、絵本とおはなしの部屋「でんでん」の運営を行っている（W101-026）。また、学生図書委員会「ライブラリアン」「資料整理アシスタント」の図書館ボランティアを組織して、学生と読書をつなぐ活動（図書館情報誌エスキースの編集、交流読書会）を進めている（W101-027）。

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症のため、授業開始時期が延期になった。例年行っている新入生への図書館オリエンテーションについては、4月の登校日に実施することができた。しかし、「文献探索講座」については時期を変更して、対面授業が再開された6月に遅れて実施し

た。

なお、本学の図書館司書は、図書館業務とともに生涯学習事業の一部も担っている（I-A-2 参照）。

本学の職員には各自にコンピュータが貸与され、職務遂行に活用している。コンピュータは学内 LAN により学生名簿、履修登録状況他、多種のデータ共有に活用している。成績、学籍、シラバスなどは独自のシステムを運用し、管理している。成績原簿は防火キャビネットで保存し、成績の採点表等試験に関する書類は 5 年間保存、システムデータはパスワードをかけセキュリティ対策を講じて保存している。

コンピュータ利用技術の向上を図る科目を全学科専攻で開講し、PC 演習室の開放を行ない、ノート PC やタブレットを貸し出している。また、遠隔授業体制を整え、授業のほか資料や連絡事項の提示・送受信の簡易化をはかり、教育課程及び学生支援の充実に役立てている。この年度は、遠隔授業のための G Suite For Education については、希望された非常勤講師も含め、教職員全体の講習会を実施した。また、ZOOM については、主に使用する幼児教育学科で使い方を電子メールや資料で示し、不具合については適宜対応した。

令和 2（2020）年度当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大、これをうけて発出された緊急事態宣言、対面授業の中止などによる学生の自宅待機という未曾有の事態に対し、教員、事務職員を問わず、コンピュータとそのネットワークを利用した授業（遠隔授業）、安否など学生の状況確認を含む学修その他の学生支援方法を模索・実行し、それはまた、本学の大学運営にも役立っていた。

同年 4 月の全国的な緊急事態宣言の発出により、大学としては、教務・学生課を通して、取り急ぎ、自宅等で待機する学生の状況と、学生の通信環境を調査し、学科ごとに、通信機器を通じた授業方法を検討した。幼児教育学科では、6 月からの教育実習に向けた準備を急ぎ進めるため、4/6 までに試していた ZOOM による多教室に向けて配信するタイプ（同時双方向型）を応用し、大学からの配信を各自の居所（通信機器がない場合は、登校を求め、学内の指定箇所）で授業を受ける方法を 2 年生に対して 4/17 より開始した（Tw.20200511）。ZOOM のアカウントを複数取得後、1 年生に向けても 4/22 から遠隔授業を開始した。授業は専任教員のものを集中的に進めることとしたが、スマートフォンのみの学生も半数以上であったため、学生の疲労度も考慮し、1 日 3 コマにとどめた。コロナ禍での大学としての体制が整う前であり、ZOOM についての信用の心配（情報漏洩等）も懸念されたが、不具合も含めて遠隔授業の課題、対処のノウハウをある程度提供もできた。生活科学科では、オンデマンド型の授業配信（4/16 スタート）を主として遠隔授業を実施した（Tw.20200416）。

並行して、大学としても危機管理対策チームを立ち上げ、4/22 には「G Suite For Education」導入に向け準備を始め、5/11 からの実施とした。追認の形となったが、直近の教授会で、学則 11 条（授業の方法）を変更し、正式に「多様なメディアを高度に併用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」こと、この方法で取得可能な単位数を「30 単位を超えないものとする」と定めた（前掲 W100-01 11 条 3）。以後、本学では、G Suite For Education と ZOOM を併用し、緊急事態宣言解除後は、「三密」を避け、感染症対策を施しながら、可能な限り対面授業を進めている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続き者に対しては、スムーズな学生生活のスタートに向けて、入学前に心得えてほしいことや学習課題などを提示している。

情報提供時期については、推薦・Ⅰ期合格者へは 2 月上旬、Ⅱ期・Ⅲ期合格者へは各合格通知時である。同封書類は、以下の通りである(令和 3 (2021) 年 3 月 23 日発送分)。

1、同封書類一覧 2、2021(令和3)年度入学者選抜試験合格通知書 3、2021(令和3)年度入学手続きについて 4、振込取扱票(入学金納入用) 5、振込取扱票(1 年前期授業料納入用) 6、誓約書・身上調査書 7、釧路短期大学学生の個人情報保護に関する基本原則 8、釧路短期大学学則 9、釧路短期大学入試事務局あて封筒(2 部) ・誓約書・身上調査書、証明写真送付用 ・卒業証明書、戸籍抄本送付用 10、授業料納付支援・奨学金のご案内 11、「高等教育の修学支援新制度」について 12、その他(対象者のみ同封) ・入学応援給付について ・住所変更届 ・下宿・アパート情報 2021 13、入学予定のみなさんへ 14、入学予定者へのADVICE あんど SUPPORT 15、入学前課題等 16、質問票 17、令和3年度入学式日程について 18、オリエンテーションのお知らせ 19、証明書発行について 20、汽車通学証明書申込用紙／在学証明書申込用紙 ・提出締切:令和3年4月1日(木)希望者のみ 21、授業料以外にかかる諸経費のご案内 22、諸費納入のご案内 納入期間:4月8日(木)～30日(金)振込	23、保護者の皆さまへ ・オリコ学費サポートプラン(株式会社オリエンコーポレーション) ／国の教育ローン(日本政策金融公庫) ・奨学金がトクブック 2020(独立行政法人日本学生支援機構) 24、令和3年度 自動車通学並びに専用駐車場使用登録に関する手続き ・入学式終了後登録受付開始 25、健康調査書の提出について 26、健康調査書(R3)提出 提出期間:4月12日(月)～16日(金) ・本学 2F 保健相談室へ 27、麻しん(はしか)及び風しんの予防について ／罹患・予防接種履歴確認票記入指示表 28、麻しん罹患歴・予防接種確認票 ※入学する前に確認してください 29、風しん罹患歴・予防接種確認票 ※入学する前に確認してください 30、「大学生生活支援カード」の提出について 31、大学生生活支援カード 32、健康調査書、麻しん風しん罹患歴・予防接種確認票、大学生生活支援カード提出用封筒 33、釧路短期大学学生会費納入について ・納入期間:4月8日(木)～30日(金)振込 34、釧路短期大学同窓会入会及び会費納入のお願い 35、学研災付帯学生生活総合保険(任意) 36、新型コロナウイルスに伴う今後の予定について
--	---

入学生のオリエンテーションは例年入学式翌日から 3 日間実施している。翌週は具体的に授業毎のガイダンスを行い、履修登録を行う。しかし、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、入学の式典を省略(学科専攻単位で学生証の交付、学長講話のみ実施)し、分散・短縮型のオリエンテーションを 3 日間実施した (Tw.20200408)。また、オリエンテーション

最終日に北海道が「特定警戒都道府県」に指定され、急遽、翌週からの面接方式による授業は5月末まで中止となった。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスは、「特定警戒都道府県」指定前であったため、例年通り、各学科において資格取得等の方法、留意事項などの説明を対面で行うことができた。

令和2(2020)年度も学生便覧とシラバスを収録した「COLLEGE LIFE 2020」を作り、新入生等に配付し、市内・管内の高校にも配布した。但し、令和2(2020)年度は学年暦(特に授業期間)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて変更した。シラバスは、本学のウェブサイトにて公開している(W101-018:授業科目、授業方法及び内容、年間授業計画(シラバス))

基礎学力が不足する学生のうち英語について、令和2(2020)年度も、リメディアル授業「大学英語入門講座」(6/10開始 修了者5名)を実施した。

本学では学生生活の支援システムとして、以下の相談体制をとっている。

- ・授業内容の理解を促すために各研究室のオフィスアワーを設定している。
- ・学生生活全般の相談システムとしては、クラスアドバイザー、学生生活相談員が各種相談を受ける。
- ・教務・学生課では、相談窓口として3名(スチューデントコンサルタントの資格を持つ者2名、ハラスメントインテーカー1名)が担当している。また、その他の職員も学生の必要に応じて対応している(W101-028「ハラスメントの相談窓口」)。

急遽開始された通信授業であるが、オンデマンド型の場合は課題を課して担当教員が添削等を行い、双方向型の授業の場合は授業内で出された問いに受け答えする場合、後日課題を提出する場合があった。

進度の速い学生に対する学習上の配慮は特に定めていないが、特別演習のうち卒業研究に限っては、その成果を評価して3単位(通常2単位)を与えることができるよう、学則第14条で定めている(前掲W100-01)。

本学ではここ十数年、留学生を受け入れた実績がなく、在籍中の留学もない。

本学では、資格取得のための実習を2年次の秋までに済ますため、入学後の学修成果(コンピテンシーに限る)を測るため、この年度よりPROGテストを導入した。コロナ禍で初回の試験実施が6月にずれ込んだが、その約1ヶ月後、受験時点での状況および「強み」の講評があり、各自が受験時の31項目のコンピテンシーのポイントを確認した。また、各自が今後どの力を伸ばしていきたいかの目標を立てることができた。この学年の次の受験は次年度後期となる。

学修成果の量的データを示すGPA数値を、前期末、後期末の教授会で示しているが、令和2(2020)年度入学生のGPA数値は例年に比し、異様に低く、後期になってもあまり持ち直さなかった。その背景や原因を特定することは難しいが、その結果を真摯に受け止めて、続けて学生指導を行うこととした。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学は教員と事務職員が一体となって学生生活を支援する体制をとっている。その中核を常設委員会である学生委員会が担い、学生会活動をはじめとする学生の指導、福利厚生、研修活動、課外活動、育英・奨学金、保健・健康管理に関する業務を行う（学生委員会細則）。また、学生が学生を支援するピアサポートにも取り組んでいる。学生委員会は各学科と教務・学生課の職員から組織され、学生支援活動を円滑に行うために定期的に委員会を開催している。さらに個々の学生が当面する諸問題の解決や学修成果獲得に向けて、相談体制として相談室運営委員会を設置し、学生生活相談員、インテーカー、クラスアドバイザー、ゼミ担当教員等と協力して全学的に学生を支援している（W101-029 学生相談室、W101-030 学生相談）。

学生が主体的に参画するサークル活動については「和心サークル」、「子どもボランティアサークル」、「よさこいサークル」等が活動が続けているが、直接支援しているのは学生会であり、活動費も学生会の予算から支出されている。サークルの新設時には学生会へ届け出てその承認を得なければならないという手続きを定めている（W101-031 学生会とサークル活動）。このような学生会が主体となって取り組む行事等の活動においては、学生委員会が中心となって支援を行っているが、学生会の企画、立案には「自治」を尊重して組織的に行っている。また、学生委員会は学生が学生を支援するピアサポートについてもサポーターの積極的な参画を促し、活動を後押ししている。このほか、学生図書委員会（ライブラリアン）が自主的な活動を行い、書店での選書、新着図書の PR、読書会への参加、情報誌(エスキース)の編集などに取り組んでいる。ライブラリアンの支援は、附属図書館司書が行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、小規模だが売店を設置し、業者が昼休みに弁当や菓子などの販売を行っている。弁当は日替わりの内容で若者に不足しがちな栄養に配慮した本学学生用の特別献立が用意される。更に、学生ホール、フリースペース SORA、ラーニング・コモンズ等で、Wi-Fi が利用できる環境を整え、学生向けの貸出用ノートパソコンやタブレットも準備している。

親元から離れて暮らす学生には、アパートやマンションを紹介している。提供件数としては、足りている状況である。

通学については、釧路市内の公共交通機関の便が必ずしも良くないことから、自動車通学が微増傾向である。このため、登録申請した学生が使用可能な広さの駐車場を整備している。令和 2(2020)年度は 64 名の学生から自動車通学及び駐車場使用登録の申請があり、これを許可した（W101-032 Guide Book 2023,p.34：Q3 自動車通学はできますか？）。

経済的支援については、「高等教育の修学支援新制度」（令和 2（2020）年 4 月 1 日実施）や公的な奨学金制度に加え、本学独自の奨学金制度（奨学金 1 種及び 2 種、特別奨学金、同窓会奨学金）を設けている。学外団体の奨学金制度としては、日本学生支援機構、北海道保育士修学資金、福祉会保育士修学資金、生命保険協会保育士奨学金などがある。また、働きながら学びたい学生には、ワークスタディ制度もある。そのほか、授業料等学納金の一括納入が困難な学生に対しては、分納・延納、減免制度を紹介しており、個別相談に応じている（W101-033 釧路短期大学奨学生規程）。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、保健相談室、学生相談室を設置し、看護師と学内カウンセラーの他、非常勤の学外カウンセラーも配置して支援の強化を図っている。保健相談室では毎年 4 月に健康診断を行ない、入学時に提出する健康調査票をもとに学生の日常の心身の健康管理や応急処置などを行っている。また、複数の管理栄養士による栄養相談の窓口も設けている。心身の不調の早期ケアに繋げるために学生相談室では、平成 21 (2009) 年から平成 27 (2015) 年まで「UPI 健康調査票」(「学生精神的健康調査 (University Personality Inventory:UPI)」を、平成 28 (2016) 年度からは PHQ (大学新入生が対象のスクリーニングテスト。UPI の項目を半分ほど変更。Patient Health Questionnaire の略で、うつ症状のアセスメントをおこなうものであり、残りの半分は、発達障害関連の項目で構成されている)を用いて調査し、必要に応じて支援を行っている。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 4 月から対面授業を休止したため、本調査は 7 月上旬の実施となった。また、学生の様々な焦りや不安を取り除くために、「新型コロナウイルス感染症が学生の生活に与える影響」に関する調査(学校生活への Q&A も含む)をオンラインで行い、対象学生に対応した。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取は、キャンパス環境ネットワークを設けて、学生の意見を心地よい学校づくりに取り入れている。また、意見ボックスやメールでも収集しているが、口頭で教員や教務・学生課窓口で要望することもある。満足度等の意識は「短期大学生調査」を参考に傾向を把握している。また、社会人学生が卒業する際、学長と懇談の場を設けることがあり、意見・感想を聴くことがある。

留学生は、在籍していない。

社会人学生に対しては、経済的支援(入学金減免、生涯学習奨励金給付)や既修得単位認定、専門実践教育訓練給付制度の活用、長期履修制度の活用などの支援をしている(W101-035,p.3・W100-01 釧路短期大学生涯学習奨励金規程、W100-01 第 47 条(長期履修学生))。

障害者の受け入れのための施設については、障害者用トイレ、玄関のスロープの設置、昇降機等により車椅子での受講や生活ができる施設を整えつつあるが、昇降機使用には補助者が必要であるなど、設備関係での課題がある。そのため、必要に応じて入学前から個別の相談を受け付け、入学にあたっては学科及び学生相談室で支援策を協議している。また、発達障害を含むさまざまな困難を抱える学生への適切な支援体制を構築するために、教職員を対象とした研修会を開催し、事例の研修、特別支援教育全般の研修等をしている(FD・SD 研修会 9/25)。令和 2 (2020) 年 2 月に「釧路短期大学障害のある学生の受け入れ及び支援に関する基本方針」を作成、さらに関連規程を整備中である(W101-037)。

長期履修制度により、時間をかけて学ぶことを希望する学生に対しては、6 年を限度として修業年限を超えて計画的に履修することができる体制を整えている(前掲 W100-01 第 47 条(長期履修学生))。

学生の社会的活動への支援として、学外でボランティアを希望する学生に「地域ボランティアの会」(窓口:教務・学生課)が、地域の要請を受けてボランティア活動を紹介している。また、シグマソサエティ(国際ソロプチミスト釧路との連携ボランティア組織)が地域に出向いて活動を実践している。なお、地域貢献を推進するための活動資金として、「地域教育活動推進支援経費」(学内競争的資金)を設けているが、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍で申請を募集することができなかった。学生が社会的活動で顕著な評価を得た場合は、学長による特別表彰を行ない、学生の活動を顕彰している(前掲 W100-01 第 55 条(表彰))。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、学生に対する進路支援のナビゲーターとして就職委員会（教員 5 名・教務学生課 1 名計 6 名）を設置している。また、他の各学科の教員や教務・学生課の職員の協力を得、進路支援を全学的に推進している。

令和 2（2020）年度も全学共通時間において、1 年生は 4 月の「就職活動の進め方・進路希望調査」から始まり、「自己分析セミナー」「卒業生による働き方講演会」「就活基礎知識セミナー」「履歴書の書き方」など外部指導者にも参画いただき、年 10 回、就職の基礎を中心に就職ガイダンスを開催してきた。2 年生は、「就職登録票・求職申込書記入」「面接実践セミナー」「電話対応セミナー」「就職に関する諸手続」「就職にあたっての心構え」など実践的な内容を中心に 10 回、2 年間で計 20 回のガイダンスを推進している（W101-039）。

また、地域のハローワークと連携して、講義実施期間を中心に曜日・時間を定め（毎週水曜日 11 時から 15 時）、学生相談室に就職支援ナビゲーターが常駐し、就職相談や学生の希望職種に応じたアドバイス、求人紹介、面接指導等を行う「就職サポートルーム」を開設している（W101-040 Guidebook 2023,p.27）。加えて、就職委員の研究室において、学生の要望に応じ就職相談や面接練習などを随時実施している。

就職関係の広報活動として、学生ホールや就職委員研究室前の廊下にある掲示板に施設や地域別に求人票を掲示している。また、昨年から学生が携帯から求人情報をいつでも見られるように WEB 上で求人情報を掲載している。

資格取得、就職試験対策等の取り組みについては、各学科の就職委員が中心となり随時、情報提供や指導を実施している。また、図書館の第 2 閲覧室に「就職試験対策関連書籍」「就職試験受験報告書」「過去の求人票」「企業パンフレット」などの資料を自由に閲覧できるコーナーを設置し活用を促している。

生活科学学科では、生活科学専攻学生が資格取得のための検定試験受験を奨励しており、パソコン技能標準試験と色彩能力検定については本学で受験できるようにしている。加えて、日商簿記検定試験対策として授業外で講座を開催している（W101-041 パソコン検定演習・簿記検定演習等、W101-042 FAQ>生活科学専攻・Q1）。

学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を把握し一覧表にまとめ、その年の傾向等を翌年の就職ガイダンスやオープンキャンパス等の資料として活用している（W101-043）。

進学、留学に対する支援については、今年度、対象学生はいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

（Ⅱ-B-1）

現在運用しているシラバスシステムが、更新時期を迎えている。新システムへの移行措置を進めたい。

学生個人の PC 端末等の利用にあたり、通信費の負担軽減と学修の利便性を図るために、学内の通信環境を整える必要がある（無線 LAN 使用区域の拡大）。これにより、シラバスの閲覧をはじめとした Web 上での資料の提示・閲覧、遠隔・分散授業の受信、課題提出、小テストやアンケート回答ほか、多様な学修活動を展開していく可能性が広がる。

（Ⅱ-B-2）

- ・急遽行うことになった遠隔授業の利点・難点を整理する。
- ・今後のコロナウイルスの流行も想定し、必要なときに遠隔授業が学内のどこでも可能になるよう、通信環境、通信機器の設備・整備を進める。
- ・PROGテスト（2回目）の結果を見て、テストの有効性を判断する。

（Ⅱ-B-3）

1. 令和 2（2020）年度は、コロナ禍もあり、学生相互が支え合うピアサポートを充分実践できなかった。今後は、感染の収束状況を見ながら、活動の継続と実践方法の見直しを行ないたい。

ピアサポートは、小規模な本学でも学生間の交流が十分でないこともあり、学びや経験で得た知識やスキルをもとに仲間を支え合いながら、対人関係能力や自己表現力など社会性を培う実践活動となることを期待して始めた（平成 26（2014）年度）。しかし、本学は 4 年制の大学とは違い在学期間が 2 年と短く、時間割が過密な上に各学科・専攻の校外実習期間に影響を受ける点がある。学生の実態をみると学年間の交流機会が少なく（他学年の学生の顔や名前を知らない）、他学科の学生生活は未知な部分が多い（学業にかかわる相談には特にのることが難しい）という状況である。これらのことから、サポートルーム等で学生同士が日常的に交流する方法は課題であり、また、サポーターのスキルアップの機会も作りにくい状況だった。

このため、今後は無理のない形で効果をひき出す工夫が必要である。まずは、新入生が大学生活に馴染みやすいよう入学オリエンテーション時期の活動を継続し、その後の相談支援（学生サポートルームの運営、学科・専攻単位の学年交流相談会との繋がりの可能性（不安解消や孤立防止の一助になる流れ）等）を検討するなど現状に合った効果的な実施時期・方法を見直したい。

また、サポーターとして登録する学生は、比較的意識・対応能力が高い傾向がみられ、相談者も十分に学生から話を聞いて安心する様子があることから、ピアサポートは学生双方の成長支援に効果的な取組と考えられる。サポーターが身近なロールモデルとなるよう、サポーターのスキルアップを教職員がどのように支えていくかが継続課題である。

2. 多様な背景を持つ学生（学習歴、社会経験、家庭的背景）の入学が増え、相談内容が複雑となってきた。その中で支援のニーズに応えていくためには、制度の充実と教職員の知識や情報がこれまで以上に必要となる。要支援学生の早期把握と個別支援を進めることを喫緊の課題とし、相談室運営委員会による規程の整備と、守秘義務に則った具体的な支援の流れを学内に定着させることに努めたい。

3. これまで「全学共通時間」で開講してきた研修講座の一部を令和 2（2020）年度入学生から学科共通の教養科目「社会で生きるⅠ」、「社会で生きるⅡ」、「社会で生きるⅢ」に組み込み、単位化することとなった。社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（ジェネリックスキル）について学生が自らの特徴を知り、目標設定を通して知識・スキル（協働力・計画立案力、実践力等）を養う内容構成である。各開設時期に合わせ、社会接続教育として効果が期待できる講座を配置したい。

（Ⅱ-B-4）

1. コロナ禍において、就職活動の重要な一つである職場説明会や職場見学が難しい状況の折、オンラインでの開催が増えている。この状況を踏まえ学内にオンライン教室の常設が望まれる。

2. 入学当初から、就職に関する意欲や目的意識に乏しい学生が見られることから、大学での意欲的な学びと関連づけ就職に対する意識の醸成を図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

とくになし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(Ⅱ-A-1)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 生活科学科両専攻の学位授与の方針について、定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 幼児教育学科の学位授与の方針について、定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

(Ⅱ-A-2)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 生活科学科両専攻の教育課程編成・実施の方針について定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 食物栄養専攻では令和3（2021）年度に、管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コア・カリキュラムと本学の現行のカリキュラムの整合性をチェックし、カリキュラムの見直しと同時に教育課程編成・実施の方針の見直しを図り、令和4（2022）年度より新しい教育課程編成・実施の方針のもと新カリキュラムを施行する。
3. 幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的および教育目標とともに定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

(Ⅱ-A-3)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 「社会で生きる」終了後、「共通教養」部分の効果を確認した後、必要な対応を施す。

(Ⅱ-A-4)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 「社会で生きる」を実施しながら、改善すべき点があれば確認し、共有して改善を目指す。
2. 栄養士養成課程では令和3（2021）年度に、管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コア・カリキュラムと本学の現行のカリキュラムの整合性をチェックし、カリキュラムの見直しを図り、令和4（2022）年度より新カリキュラムを施行する。
3. フードスペシャリスト資格の廃止と就職に有利な食・健康関連資格の導入について検討し令和4（2022）年度からの実施を目指す。
4. 保育士養成課程における施設実習の位置づけを再検討し、施設実習経験が保育士養成に重要な意味を持てるようなプログラムを検討する。

(Ⅱ-A-5)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 釧路根室管内の高等学校関係者に対して、「入学者受け入れの方針」も含めた本学の教育活動に係る意見聴取を令和3（2021）年度に実施する。
2. 生活科学科食物栄養専攻の定員充足のため、栄養士・管理栄養士の魅力を伝える方法を学内で検討する。
3. 生活科学科生活科学専攻の定員充足を保持するため、卒業後のビジョンを描きやすくするため、動画等を作成し広報を行う。
4. 全学体制のもと入試広報を強化するため、令和3（2021）年度に本学ホームページに教員紹介のページを作成する。

(Ⅱ-A-6)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 各専攻の学修成果シートと令和 2（2020）年度から導入したコンピテンシーテストにより、学修成果が適切に測定できているか、令和 2（2020）年度入学生の卒業後に点検を行う。

（Ⅱ-A-7）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 生活科学科では各専攻の「学修成果・自己評価シート」と PROG テストのコンピテンシー項目の両方を用いた評価における、評価項目の重複や不足について点検する。
2. 幼児教育学科の「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標関係の授業内容、方法を検討する。

（Ⅱ-A-8）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 令和 3（2021）年度に職場アンケートの実施
2. 令和元年度に実施した「卒業生来校調査」をもとに、当初、計画した「卒業生を迎える日」（前年度卒業生対象）の開催
 - ・前年度卒業生に対し卒業前の 3 月にある登校日に開催案内を配布
 - ・新型コロナウイルス感染拡大の影響がある場合、早い段階で電話予約又は WEB での申し込み受け付けによる「卒業生個人相談会」に変更し、卒業生に周知する。
 - ・「卒業生を迎える日」の開催案内に、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある場合「卒業生個人相談会」に変更することを明記しておく。

（Ⅱ-B-1）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 学務情報管理システムの更新
令和 4（2022）年度までにシラバスを新システムへ移行する。履修システムについて、小規模校に適した処理システムの検討を継続する。
2. シラバスの利用や授業効果を高めるため、Web 上での閲覧の充実を図る。
令和 4（2022）年までに学内の通信環境（無線 LAN）整備を進め、学生の個人用端末からシラバスの Web 閲覧等を負担なくできるようにする。

（Ⅱ-B-2）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 遠隔授業の利点・難点について集約する。
2. 通信環境、通信機器の設備・整備を全ての講義室・演習室で行えるよう予算確保をする。
3. PROG テストの有効性については、2 回目（2 年目＝令和 3（2021）年度後期）終了後に判断する。

（Ⅱ-B-3）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 学生の学生によるピアサポートについて、日常のサポートの必要性和サポーターの育成方法を見直す。
 - ①令和 3（2021）年度以降も、オリエンテーションで履修科目選択の支援や学生生活上の相談・質問に対応するコーナーの設置と履修登録期間中のサポートを継続する（但し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見ながら進める）。
 - ②サポートルームの運営を含め、日常のサポート体制について再検討する（令和 4（2022）年度まで）。
 - ③学科・専攻単位等で 1.2 年学生の交流・相談機会を持つ可能性があれば、ピアサポートの補助

的活動として学生委員会が援助する。

④サポーターの成長支援に向けて、取り組み方法を検討する（令和4年（2022）年度まで）。

2. 多様な問題を抱える学生の支援体制を整える。

①年度初めに実施している健康調査の結果を必要な学生支援に活かす。

②支援関係様式を一部見直す（情報共有範囲欄の工夫等、令和3（2021）年度まで）。

③学生相談件数等の情報を教職員に報告し、共有を図る。

④FD・SD委員会と連携して教職員の研修機会を設ける（2年に1度程度）。

⑤「障害学生支援規程」、「障害学生支援委員会細則」を定める（令和3（2021）年度内）。

3. 社会接続教育（学生研修講座）の見直しをする。

①「社会で生きるⅠ、Ⅱ、Ⅲ」の開講時期と2年生の実習を考慮し、社会接続教育の実施計画をたてる。なお、令和3（2021）年度は、1年前期に「健康講話」、「交通安全啓発」、1年後期に「デートDV防止」の各講座を、その他の講座を2年次に開催する。また、令和4（2022）年から民法上「成人」となることから、社会人教育として必要な講座の内容を見直していく。

（Ⅱ-B-4）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 学内における、オンライン就職活動が実施しやすい環境を備えたオンライン教室の設置

2. 就職に関する意欲や目的意識については、大学での学ぶ姿勢と共通点があると考え、1時間1時間の充実した学びを補償することはもとより、早期に自分の進路を考え、動くことができる能動的な就職活動になるよう、教職員全員で学生一人一人に合ったきめ細かな就職支援を心がけていきたい。また、ハローワークやジョブ・カフェの方々と連携を図り、より魅力的な就職ガイダンスの推進に励みたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>A-1

- ・法令 001 短期大学設置基準
- ・W101-045 「③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」
(様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】、3.教育活動に係る情報、(3)学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/shinsei2021.pdf>

<根拠資料>A-2

- ・W101-046 釧路短期大学紀要(タイトルのみ)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/kiyou/kiyou.html>
- ・W101-047 釧路短期大学幼児教育学科実践報告
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/index.html>

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、生活科学科(生活科学専攻[入学定員20名]・食物栄養専攻[入学定員30名])と幼児教育学科(入学定員50名)を開設している。本学全体及び学科・専攻には必要な教員を配置・編制しており、その数は短期大学設置基準に定める教員数を充足している(法令001 短期大学設置基準、W101-045)。

専任教員の職位は、本学の教員選考規則に基づき、任用(採用)候補者審査時または昇任候補者審査時に検討し、教授会の議を経て学長が理事長に上申する。その職位は、教育業績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。

学科・専攻は、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。また、生活科学科食物栄養専攻には栄養士法施行規則第9条に定める数の、実験・実習助手を配置している。

非常勤教員の採用にあたっては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の定めを準用している。採用候補者から履歴、教育・研究業績を含む個人調書の提出を受け、審査を行っている。

教員の選考及び昇任の必要が生じた場合には、学長・学科長（採用時は審査員教員を含む）によって審査を行っている。教員採用にあたっては教員選考規則に、昇任にあたっては昇任候補者選考基準によって選考を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学専任教員の令和 2(2020)年度に在職していた 17 名の教員による年間の研究業績は著作 1、論文 10、学会等発表 5、その他 9 であり、このメンバーによる直近 5 年間の研究業績累計はそれぞれ著作 17、論文 51、学会等発表 46、その他 93 であった。このメンバーによる国際的活動はこの年はなく、休職中で回答のなかった教員を含め 2 名以外は何事かの社会的活動を行っていた。研究活動の多くは学科・専攻の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて開設している科目の教育内容に関係するものである。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための授業形態変更、学外実習において実習生受け入れが予定通り進まないことへの対応の変更等に追われ、研究活動実績は例年より少なくなった。

本学の場合、外部資金（科学研究費補助金、外部研究費）を活用して研究活動を行うケースは多くないが、令和 2(2020)年度には 2 名が研究分担者として科学研究費補助金を獲得し研究活動を行った。ただし、史料調査のための移動を予定していた教員の研究活動は大幅に制限されたため、年度末に研究期間の延長を申請した。

専任教員の研究活動に関しては、研究倫理・研究活動における不正行為防止規則（研究倫理及び研究活動における不正行為防止に係る規則、公的研究費の不正防止に関する責任体系図、公的研究費の内部監査に関する内規、公的研究費不正使用防止計画）と研究費に係る規程（公的研究費の使用、管理及び監査に関する規程、公的研究費の事務取扱に関する規程、公的研究費の使用、管理に関する行動規範）を制定している。新任教員が着任する年度初めの教授会で、教員全体に改めて研究倫理に関する説明を行い、研究倫理と不正行為防止に関する e-ラーニング受講を求め、その実施を確認する。また、6 月には自己点検評価委員会から、個人別の「個人調書・研究業績書」、「研究活動状況報告」（追加を含む）の提出を求め、受領後、整理し、研究活動等の状況を確認している。

研究成果の発表については、例年、各教員の所属する学会・研究会等での研究発表・報告、学術誌への論文投稿等を確認しているが、コロナ禍での移動の自粛もあり、この年はごく一部に限られた。また、本学では『釧路短期大学紀要』を発行しているほか（W101-046 タイトルのみ）、幼児

教育学科が『釧路短期大学幼児教育学科実践報告』を発行し、ウェブページに掲載し公開している(W101-047)。なお、『釧路短期大学紀要』第48号については、紀要編集体制を見直し、例年より多くの時間を費やし編集委員の意見を集約しながら、編集作業を進めた。編集体制について見直しの必要性を、編集委員とともに共有できたと考えている。

専任教員には個別の研究室がある。授業や担当業務のない時間帯を研究時間に充てることができる。ただし、1日単位での研究日は設定できていない。これは2年間に多種の免許・資格取得を行う状況にある小規模短期大学に共通することでもあろう。また、市内の他大学、専門学校等から出講・相談員等の要請がある。これらは週2回を限度として許可しており、多くは半日単位の空き時間をそれらに充てている。研修(自宅での研修を含む)については、届出を出せば通常は認められている。

新型コロナウイルス感染・感染拡大防止策に関する北海道の緊急事態宣言期間(令和2(2020)年4月17日～5月6日、延長され5月31日迄)には、届出の有無にかかわらず研修は自粛、中止となった。さらに、北海道における新型コロナウイルス蔓延防止に関する「集中対策期間」と主に首都圏などでの緊急事態宣言の関係で、釧路管内を越える教員の移動については「不要不急」のもの以外は避けるように定められたこともあり、出張のほとんどが見送られた。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席については、特段の定めを設けておらず、必要な場合は、学校法人緑ヶ岡学園「旅費規程」による「国外出張」の扱いとなるが、この年度内の国外出張の実施は見送られた。

FD活動については、SD活動とあわせてFD・SD推進委員会規程を設け、教員の研修等の企画・実施及び支援、授業評価及び公開授業の実施、職員の大学運営に必要な知識・技能、能力・資質の向上の推進に向けた企画・立案及び支援等を定めており、教職員合同の研修(多くの場合に非常勤教員も含む)を実施している。

令和2(2020)年度は、9月25日、講師をお招きして、「特別な支援を要する学生への対応」についてのFD・SD研修会を実施し、12月3日にはSDとして、PROGテスト実施後の教員対象説明会を実施した。また、年度末の3月23日には、「ファシリテートについて」のFD研修会をリモートで受講した。いずれも、当日欠席のメンバーには、後日、録画により受講を行った。

なお、学修成果の可視化については、学教育に係る民間企業作成の学生の成長支援・成長測定に関するテストを導入し、活用を始めた。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は「組織・分掌・職制規則」、「事務分掌規程」、「職制規程」、「組織及び運営に関する規則」により規定されている。短期大学事務組織には教務・学生課、附属施設として図書館及び生涯教育センターがあり、これらの業務の担当者は事務職員に位置付けられ、責任体制は明確になっている。本学の教育研究活動等に係る事務職員への指示・命令は学長より受けており、附属機関の職

員は図書館長あるいは生涯教育センター長の直属である。ただし、法人内の事務職員は、法人事務局長の指揮・監督を受けることになっているが、「理事会業務委任規則」の「学長への委任事項」により、短期大学専任職員への具体的な指示・命令は学長に委ねられている（学校法人緑ヶ岡学園（以下、「法緑・」と略す）組織・分掌・職制規則、法緑・組織及び運営に関する規則、法緑・事務分掌規程、法緑・職制規程、組織構成図、釧路短期大学「生涯教育センター」規程、理事会業務委任規則）。

短期大学事務職員の専門的な職能は、学内外の研修等で培うとともに、業務の中での情報収集や共有、多様なニーズを持つ学生との関わりなどの実務を通して実体験から養うことも多い。なお、専門的職能の有資格者は、附属図書館職員はいずれも「司書資格」、教務・学生課職員の一部は「ジョブ・カード作成アドバイザー」（1名）、「スチューデントコンサルタント」（2名）である。

附属機関の職員は図書館司書と生涯教育センター事務局を兼務しており、双方の活動を通して幅広い知見が養われている。教務・学生課職員の約半数は助手（食物栄養専攻実験・実習、学科業務を行う管理栄養士と栄養士）を兼務し、学生や学科内の状況を把握していることが学生支援に効果をもたらしている。また、教務・学生課の地域連携専門員は生涯教育センターの地域連携事業の庶務も担い、地域で教職員や学生が行う諸活動、連携事業、発信情報の全体を束ねており、地域貢献活動の本学の取り組み全体を俯瞰する位置にいる。さらに、全職員が常設委員会の何れかの委員を兼務し、教職協働で課題解決に取り組みやすい構成となっている。これらは、少数の職員で学内全体を把握し、能力を発揮しやすい利点となっているが、兼務による業務量の負担は増加している。

事務関係諸規程は規程集にまとめられ、学内の全教職員が学内 LAN によりオンライン上で全て閲覧可能である。事務部門には事務処理のために必要なパソコン、プリンター、コピー機等の情報機器のほか、事務作業や学生対応等に必要な機器備品類を備え、適宜、機器の更新や補充を行っている。令和 2（2020）年 5 月からは、G Suite for Education を使用し、全学的に遠隔授業や学内業務の通信環境の利便を図った。

SD 活動は FD・SD 活動に係る規程に則り、FD・SD 推進委員会が実施計画をたてて進めている。短期大学設置基準の改正（平成 29（2017）年度・SD 義務化、SD 対象職員の拡大、FD 領域との区別）により、社会の急速な変化の中で大学運営の高度化を図り、学生の自律的学修を支援することのできる教職員組織を目指すものとした。また、令和 2（2020）年度には、「釧路短期大学が求める教職員像と人材育成の方針」、「釧路短期大学が求める教員像と人材育成の方針」を踏まえた整理をした。SD の内容は、FD を除く大学運営に必要な事項全てを扱い、研修会、学外情報の収集・調査、少人数のスキルアップセミナーを行っている。SD 研修会は、全員参加体制で定期開催するスタイルが定着してきた。

事務処理上の確認や見直しは、状況の変化に即応して複数で随時行い、処理の改善とチームワークの向上に努めている。分担においても、人員交代、資格・適性等にあわせた各時期の見直しを図っている（令和 2（2020）年度は、人員交代により一部変更）。

教員や関係部署とは、小規模組織の特性を生かして日頃から連携しやすい環境にあり、学修成果の獲得に向けて共に学生を後押しする環境にある。教授会には事務職員も参加し、記録は本学事務職員のほか法人事務局にも報告して共有する流れをとっている。職員全員体制で常設委員会を運営し、FD・SD 活動を協働実施する点においても、学生の成長支援に係る課題を早期に共有・検討し、一体となって活動を推進する体制にある。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学教職員の就業に関する規程等は、就業規則（法緑・就業規則、法緑・非常勤職員等に関する就業規則）をはじめ、大多数が本学を設置する学校法人緑ヶ岡学園が定めている。

就業規則のほかに、教職員の採用に係る規程（法緑・職員採用規程）、給与規程（法緑・職員給与規程、法緑・非常勤職員等給与規程）、退職金に係る規程（法緑・職員退職金規程）、法緑・旅費規程、育児・介護休暇に係る定め（法緑・育児・介護休業規則）、就業規則に基づく懲罰処分に係る規程（法緑・懲罰委員会規程）等の人事・給与に関連する諸規程があり、これら人事、給与及び勤務条件その他について疑義が生じた場合は苦情処理として取り扱うことにしている（法緑・苦情処理委員会規程）。また、ストレスチェック制度に係る規程（法緑・ストレスチェック制度実施規程）も定めている。

さらに、組織・分掌・職制や文書等の取り扱いに係る定め（法緑・職制規程、法緑・組織・分掌・職制規則、法緑・事務分掌規程、法緑・文書取扱、法緑・公印取扱）、情報公開に係る規程（法緑・情報公開規程）、公益通報に係る規程（法緑・公益通報者保護規程）など、必要な諸規程を整備している。

本学が定めるものとして、短期大学の人事に係るもの一教員選考及び学長候補者や管理職教員選考に係る定め（前掲・教員選考規則、学長候補者選考規則、学科長等候補者選考規則）がある。さらに、本学教職員・学生・保護者等を対象とするハラスメントの防止・解決に係る定め（釧路短期大学キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規則）も制定し、良好な就業環境づくりを進めている。

このように、学校法人および本学は、教職員の就業に関する諸規程を整備している。

さらに、ここで掲げた規程等を含めて、学校法人制定および本学制定の規程等は、学内 LAN 上の専任教職員が任意に閲覧・ダウンロード可能な電子ファイルで保存するとともに、新任の教職員には就業規則と給与規程を手交し、学校法人の担当者がその他の事項を含めて必要な説明を行っている。また、とくに就業に係る諸規程が改正された場合は、教授会等にて短期大学教職員に周知・徹底している。

本学では、諸規程等に基づいて教職員の就業を適正に管理している。

出退勤はタイムカードにより、休暇は届出を確認する形で、教育研究および管理に係る出張は学長の命令により（出張命令簿）、学外での研修は申請を学長が許可する形で処理・把握している（旅費を支給する学外研修は出張命令として扱う）。勤務時間は就業規則に則って管理し、事務職員が時間外勤務を要する場合は超過・休日勤務命令簿により命令し、タイムカードによって管理し、時間外勤務手当等の額を確認・支給している。教員の勤務時間については、給与規程で短大教員には当該手当を支給しないと定めていることもあり、可能な限り柔軟に処理しているが、様々な状況を踏まえた規程等の整備が必要となってきた。

なお、令和元（2019）年度からの5日以上の有休取得義務（使用者の義務）、令和2（2020）年度からの時間外労働時間の上限規制などの“働き方改革”施策によって、全体として労働時間の減少が求められており、それらの実行に努めてきたところだが、さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、「新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う勤務体制の変更」（教務・学生課では4/20～5/2、附属図書館では4/21～5/2）を学長から発出し、在宅勤務を加えて、時間差で職場にスペースを作りながら変則的な勤務を続ける期間を設けた。令和2（2020）年度当初から、新型コロナウイルス感染拡大による入学式中止、オリエンテーションの限定実施に係る業務、遠隔授業等への移行に係る新規・緊急の取り組み、対面授業開始後も感染・感染拡大防止に向けた対策立案や実行など、多様・大量で不慣れな新規業務が次々と生まれ、とくに事務職員の負担が増大する傾向があったことは否めない。

近年、教職員の退職が続いた。引継ぎや現状の把握に時間を要し、他の教職員に負担がかかる状況も見受けられたことも就業に係わる問題の一つである。退職の事由はそれぞれ異なるため一概には言えないが、教職員の定着・長期安定勤務に向けた職場環境の整備が求められている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

(Ⅲ-A-1)

とくになし

(Ⅲ-A-2)

とくになし

(Ⅲ-A-3)

1. 短大事務職員の業務

短大事務職員の業務量（負担増）の課題が解消しないまま令和 2（2020）年度を迎え、コロナ禍の対応や多様なニーズへの対応が増えた。授業実施体制の相次ぐ調整・変更、勤務日の増加（分散授業に伴う土曜授業の増）など新型コロナウイルス感染症拡大対応に加え、人員の交代による負担もあり、令和 2（2020）年度の短大事務部門は、超過勤務が恒常的な中で、職員個々の機転とその協働によって業務を進めることができた。今後、短大事務部門の業務量については、部門間での調整余地も検討したい。

2. 研修時間を創り出す環境づくり

本学全体で行う学内 SD 研修会は、教職員の共有課題をテーマにして、定期的に取り組みやすい体制となってきた。しかし、外部情報の収集や事務部門のスキルアップに費やす時間は、抱える業務量とのかねあいで創出しにくい状況が続いている。令和 2（2020）年度に行った自主学習会（通信システム変更に伴う内容を複数回実施）も、勤務時間外での研修だった。業務上の知見や環境変化に即応する能力は、今後ますます職員に求められると考える。研修時間を創り出すことができる環境づくりが課題である。

(Ⅲ-A-4)

事務部署である教務・学生課職員の多大な業務量への対処が必要である。

この数年は、多様な新規業務が課され続け、業務量自体の削減は難しい状態である。そこで、教務の基幹的な業務について、システム化・効率化を進めることが必要と考え、令和元（2019）年度の改善計画の一とした「教務業務に有用なシステムの導入」について令和 2（2020）年度予算は確保した。しかし、新型コロナウイルス感染・感染拡大防止に係る業務などの新規業務が追加されたこともあって、システム導入に係る業務遂行が見通せなくなり当該年度内の導入を断念した。速やかにシステムを導入し、教務・学生課業務の効率化および業務量の削減を進める必要がある。

あわせて、状況と必要性に応じて、教員と事務職員との間の業務分担のあり方の見直しや、事務部署内の業務担当状況・内容全般の点検（削減可能な作業の洗い出し、業務配分バランスの見直し、他）を行い、労働時間短縮など職場環境の改善に向けた取り組みをすすめることが、事務職員のみならず教職員全体の定着のためにも重要と考える。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>B-1

- ・ W101-048 教育環境（校地）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/education_study/environment/inde

x.html

＊前掲 W101-040（一部）

・ W101-049a・b 日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（a：令和2（2020）年5月14日公表、b：令和3（2021）年2月26日更新版等）

a： <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>

b： <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guidelines2102.pdf>

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は 23,273 m²（屋外運動場 除く）であり、短期大学設置基準（収容定員×10 m²＝2,000 m²）を上回っている。附属幼稚園が隣接し、この2つの校地を緑ヶ岡キャンパスと称している。

屋外運動場（共用）の面積は 11,475 m²あり、日常的な教育や学生が課外活動などを行う上で支障のない広さである。

校舎の面積は 7,920 m²で、短期大学設置基準（3,250 m²）を大きく上回っている（W101-048 校地）。

入口には必要に応じて移動式スロープを設置することができ、バリアフリースイールの設置と階段には昇降機の準備がある。

講義・演習室は全 25 室、実験・実習室は全 4 室、PC 演習室 1 室、教室以外にラーニング・コモンズ 3 室を用意し、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて行う授業に対応する数を用意している（一部は前掲 W101-040）。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

授業を行うための機器・備品は、教員の要望を踏まえ必要な数を整備している。各室には、プロジェクター・スクリーン他視聴覚機器を備え、点検・修理・入れ替えを行っている。

附属図書館の面積及び施設の設備状況については次の通りである。

①図書館の面積及び施設の現状

附属図書館は3階に位置し、専用延べ床面積 551.08 m²、座席数は 53 席、館内に絵本とおはなしの部屋「でんでん」(収容可能人数 12 人相当)が設置されている。

フロア構成は、第一閲覧室、第二閲覧室、絵本とおはなしの部屋「でんでん」、グループ閲覧室、事務室兼資料整理室からなる。第一閲覧室内にはライティング支援コーナーを設けている。B棟にも蔵書収蔵スペースとして「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」があるほか、平成 30 (2018) 年度に図書館資料室を新設した。

なお、令和 2 年度の開館にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大にともない、学生、教職員、学外利用者の安全確保を優先した。緊急事態宣言の発出、北海道内の感染状況の変化に応じ、学外利用者の利用制限、入館者数の制限、臨時の休館、開館時間の変更、貸出期間の延長、電話による予約来館などの措置を行った。日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(W101-049a・b)を参考に各種感染症対策を講じ、現在に至っている。

開館時の新型コロナウイルス感染症への主な対応は次のとおりである。

- ・職員同士で一定の距離を確保。また利用者の方々が一定の距離を確保できるよう留意。
- ・定期的な換気の実施。
- ・閲覧機の利用は1台につき1人までとする。
- ・飛沫感染予防措置としてカウンターにビニールカーテンを設置。
- ・返却図書はすべて除菌 BOX を通したうえで配架。
- ・職員は定期的に手指のアルコール消毒を行い、マスクを着用。
- ・ドアノブや閲覧機、利用者用 PC、コピー機などの定期的な消毒。
- ・新型コロナウイルスについての感染予防ポスター(首相官邸ホームページ、北海道ホームページからダウンロード)を館内に掲示。
- ・利用者の方々へのマスク着用のお願いをポスター掲示。
- ・掲示物やホームページで本学図書館の取り組みを明示。

②蔵書の現状、利用状況

令和 3 (2021) 年 3 月末日現在の蔵書数は 46,683 冊(和書 43,990 冊・洋書 1,998 冊・視聴覚資料 695 点)、所蔵学術雑誌 115 種(うち令和 2 (2020) 年度に購入した学術雑誌は 57 種)である。図書購入決算(令和 2 (2020) 年度)は、新聞・雑誌購入費を含めて 2,430 千円であった。

参考図書・専門図書については、各教員に選書への協力を依頼し整備した。シラバスに掲載されている担当教員が推薦する各科目の参考図書も、購入し整備している。リクエスト用紙をカウンターに置いているほか、学生図書委員会「ライブラリアン」や「資料整理アシスタント」の協力により、学生の希望を選書に反映できるよう工夫している。

「釧路短期大学附属図書館資料収集細則」(平成 27 (2015) 年 3 月整備)、「釧路短期大学附属図書館除籍細則」(平成 20 (2008) 年 4 月改正)によって、蔵書管理を行っている。

令和 2 (2020) 年度は、緊急事態宣言の発出にともない 4 月 16 日(木)から 5 月 10 日(日)まで臨時閉館とし、以降 5 月 30 日(土)まで利用は事前予約制とした。よって、開館日数は 227 日、入館者数は 13,092 人にとどまった。

利用状況は、学生 1 人あたりの貸出冊数は 17.3 冊、地域住民への貸出冊数は 391 冊であった。

体育館の面積は 1,159 m²あり、本学の教育課程に適切な広さを有している。

多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うために、学内各所でインターネット回線を整え、必要な通信機器を設置して遠隔授業等の実施が可能である。遠隔授業や多様なメディアを使った授業の実施が増え、令和元(2019)年度に A 棟の一部インターネット回線速度を加速し、無線 LAN(フリースポット設置)等通信環境の整備をすすめ、令和 2 (2020) 年度もこれを継続してフリー Wi-Fi の利用スペースを一部拡大した。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持・管理については、学校法人緑ヶ岡学園経理規則に定める固定資産管理関係規程を整備しており、固定資産や物品（消耗品および貯蔵品）等の会計についても規定し、公認会計士監査でこの規程に従って監査が行われている。

施設設備、物品の維持管理は、諸規程に従い、法人事務局が行っている。施設設備の維持管理、省エネルギー対策として、施設内の照明器具の LED 化 3 ヶ年計画をたて、令和 2（2020）年度は A 棟を中心にこれを開始した。

火災・地震対策は「消防計画書」によって備え、防災、電気、水道等の設備は法定に従って点検・整備を行っているほか、地震対策として補強工事を平成 30（2018）年度に終えた。また、地震、火災を想定した消火訓練を、学生を動員して毎年行っている。なお、本学学生委員会より「大地震発生時の初動対応案」及び「風水害（台風）・大雪発生時の対応案」が提示され、対応を始めた。

また、防犯対策は、キャンパス各所に設置された防犯カメラで日常的に監視するとともに、休日、夜間は警備員が外来者の確認・巡回を行っている。

情報資産を守る情報システムの安全については、規程に基づき学園内ネットワークとその接続機器について、IT 技術管理委員会が中心となって適正な運用と保守管理を行った。令和 2（2020）年度は、複数置いたネットワークのアクセス制御について分岐点の見直しを行った。

教職員が使用する機器およびデータについては、部署の技術担当者が必要に応じて助言・指導を行っている。それぞれで共有すべきデータは利用権限を設定した上で、ファイルを共有管理している。

省エネルギー対策は、人的レベルで節電意識を促して日常化しているが、節電計画として A 棟の照明器具の LED 化を令和 2（2020）年度より開始した。平成 30（2018）年度に拡張した校舎（B 棟）も一部含め、令和 4（2022）年度まで進める予定である。野外はセンサーライトによる節電の自動化も継続している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

（Ⅲ-B-1）

1. 校舎・施設的环境整備

建物の耐震補強と使用スペースが広がったが、非構造部材など劣化部分のメンテナンスが今後の課題である。

2. 学修成果獲得に必要な各教室等の機能の向上

遠隔授業や多様なメディアを使った授業の実施が増え、令和元（2019）年度以降、A 棟の一部インターネット回線速度を加速し、無線 LAN（フリースポット設置）等通信環境の整備をすすめ、フリー Wi-Fi の利用スペースを一部拡大したが、通信回線の容量と速度がボトルネックとなってきた。そのため、通信速度の向上や Wi-Fi 環境の整備の必要がある。

3. 将来に向けた図書館

附属図書館では、地域社会の文化の向上と福祉への貢献を視野に将来に向けた図書館について図書館内での意見集約を図ったが、時間の制約もありまだ結論に至っていない。

4. 選書・除籍、書架の設置

「釧路短期大学附属図書館資料収集細則」を基に選書に努め、「釧路短期大学附属図書館除籍細則」にしたがって適宜除籍を行う。閲覧室内に新たな書架を設置することが難しく、対策の検討を迫られている。B棟「開学50年記念メモリアルアーカイブ」についても、書架の増設が必要である。

5. 公開講座の実施

コロナ禍における市民向け公開講座の実施方法については、令和2（2020）年度は困難な状況が続いた。今後の開催についても、慎重に検討していきたい。

（Ⅲ-B-2）

1. 施設設備の維持管理、省エネルギー対策

施設内の照明器具のLED化3ヶ年計画をたて、令和2（2020）年度はA棟を中心にこれを開始し、引き続き令和3（2021）～4（2022）年度は、使用頻度と必要度の高い区域を見直し、これを進める。

さらに、冬季の土曜日授業実施対策も兼ねて、独自暖房システム工事に着手する予定である。令和3（2021）年度は授業や学内行事等との調整をはかり、講義・演習室の一部と化学実験室を施工する。暖房設備については、この度の設備整備による効果をみて、今後の整備計画を検討していく必要がある。

2. 防災体制の充実

防災・減災など緊急事態への備えについては、今後も関係機関の協力や法人本部と検討の機会を得て進めたい。

3. コンピュータシステムのセキュリティ対策

今後、増設の可能性が高い無線LANについても、セキュリティ対策を検討したい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C の現状＞

令和 2（2020）年度は、アクティブ・ラーニングの促進を目的に学生用 PC の更新とラーニング・コモンズ環境の整備を進める計画を立てていたが、年度当初から新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、分散授業や遠隔授業を余儀なくされる事態となった。

情報技術の向上については、Ⅱ-B-1 でも詳述したが、令和 2（2020）年 4 月から 5 月上旬にかけて遠隔授業に対応するために、教職員に対して、情報技術に明るい教員が先導して始めた遠隔授業（操作場面）を公開したり、講習会を設定し理解を深めたりした。学生に対しては、情報機器のない場合に、登校を許可して教務・学生課で機器を下校時まで貸し出し、使用法に対して必要な説明を行いながら、指定の場所で遠隔授業が受けられるよう助力した。Google Workspace や Zoom を利用することで大規模な機器を導入する必要はなかったものの、教職員が利用できるようになるまでには、大きな人的支援を要することとなった。ただし、Google Classroom の利用により、学生と教員が双方向で情報交換をできる状態となり、効果的に学修成果を獲得できる環境整備は進んだ。

PC 演習室の学生用 PC については計画通り更新することができ、令和元（2019）年度に拡張した校舎（B 棟）には無線 LAN 機器と新たな回線を導入し、フリーWi-Fi として学生がスマートフォンからも情報アクセスを容易にできるよう整備した。

教育研究機器備品にも増して、教職員の技術力の向上が不可欠であり、さらなる人的支援が課題となる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C-1 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

遠隔授業を実施するための機器は私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金、学生用 PC の更新に関しては釧路市からの補助金が交付されて概ね達成できたが、無線 LAN 環境の増強や学内全体の LAN 機器整備等が必要となるため継続課題とする。利用促進については、技術力向上のためのシステム構築が課題となる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C-1 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

- ・ W101-050 資金収支計算書（令和 2 年度）
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02shikinshuushi.pdf>
- ・ W101-051 事業活動収支計算書（令和 2 年度）
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02jigyokatudousyuushi.pdf>
- ・ W101-052 貸借対照表
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02taishakutaishou.pdf>
- ・ W101-053 緑ヶ岡学園財務比率表

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02zaimuhiritu.pdf>

- ・ W101-054 令和元年度 在籍学生・生徒・園児数（令和元年 5 月 1 日現在）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/31zaiseki.pdf>

- ・ W101-055 令和 2 年度 在籍学生・生徒・園児数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02zaiseki.pdf>

- ・ W101-056 令和 3 年度 在籍学生・生徒・園児数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/03zaiseki.pdf>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人の資金収支は、経常収支差額がプラスからマイナスに推移しているものの、自己資金が若干ではあるが増加傾向である。また、借入金は、平成 30（2018）年度に短期大学校舎の耐震補強工事に伴い北海道私学振興基金協会から低利の資金 120,000 千円を借り入れているため増加しているが、返済計画通り進んでいる。（W101-050）

事業活動収支において、基本金組入前収支差額は、平成 27（2015）年度から収入超過を維持してきたが、令和 2（2020）年度は児童・生徒・学生の減少や短期大学に対する国の補助金制度の変更等の影響を受け 60,726 千円の支出超過に転じている。また、これに伴い当年度収支差額も平成 28（2016）年度から収入超過を維持してきたが、令和 2（2020）年度 67,189 千円の支出超過となっている。（W101-051）

貸借対照表については、資産のうち有形固定資産は校舎等の建物・備品の減価償却により年々減少しているが、預貯金等の流動資産が増加して来ている。平成 30（2018）年度短期大学の耐震補

強工事で固定負債を増やしたものの、自己資金が外部負債を上回っており良好に推移している。退職給与引当金は、毎年度計算し貸借対照表負債の部に、対応する退職給与引当特定預金を資産の部に明記している。令和 2（2020）年度末現在で要退職給与引当金 87,507 千円に対し、要退職給与引当特定預金は 34,283 千円であり、準備率 39.2%となっている。（W101-052）

資産運用は、低金利時代であるが、安全性を重視し資産運用規程に基づき適切に行っている。

学校の教育研究活動の目安となる教育研究経費率（教育研究経費／事業活動収入）は、学校法人直近 3 年間の平均で 24.3%である。短期大学の直近 3 年間 30.9%と比率が高くなっている。（W101-053）

短期大学の教育用固定資産（施設設備、備品、図書）への支出は平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度は 4,500 千円を超えて推移し図書費は 2,500 千円を確保している。

令和元（2019）年度から実施した経営強化推進計画により財政状況の改善、財務体質の強化が図られており、現状では資金ショートの可能性は考えられない。

学校法人緑ヶ岡学園全体の財政状況については、5 月決算、11 月補正予算、3 月次年度予算承認時の学園理事会に学長が、学園評議員会に学長（説明員として参加）及び教務・学生課長と生活科学・幼児教育両学科長が出席して確認しており、また、理事会決定後に教授会資料で必ず報告されており、全ての教職員が把握できている。

短期大学は、定員充足率が令和元（2019）年度 94.5%（生活科学 86%）令和 2（2020）年度 86%（生活科学 84%）令和 3（2021）年度 81.5%（生活科学 78%）とここ 3 年間低下傾向にあり、特に生活科学の落ち込みが大きい。（W101-054, W101-055, W101-056 学校法人緑ヶ岡学園「在籍学生・生徒・園児数」、平成 31・令和 2・令和 3 の各年度）

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

（Ⅲ-D-1）

1. 学生数の増加を図るための方策

短期大学は平成 30（2018）年度に校舎耐震補強工事を行ったことに加えて、学生の定員充足率が下がって来たことで経常収支差額が支出超過状況となっている。

今後、学生数の増加を図るための方策が現在の最大の課題である。

2. 退職給与引当金特定預金の積み増し

法人としては、法制度の変更もあり、退職給与引当特定預金の積み増しを次年度から年次計画で予定しており、早急に準備率を 100%にして行きたい。

3. 施設設備の改善 ～ LED 化、暖房システムの構築

施設設備面では、現在、短期大学校舎において釧路市の補助金や北海道私立学校振興基金協会の寄附金を活用して年次計画的に照明器具の LED 化を進めている。また短期大学では暖房設備について蒸気ボイラーが老朽化しているとともに、ボイラー技師も高齢化して来ていることから、蒸気に替わる暖房システムの構築を年次計画的取り組みの検討をして行きたい。

令和 3 年度は、釧路市の補助金を活用し、必要性の高い 2 教室を先行してガス暖房に切り替える工事を行う。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

とくになし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

（Ⅲ-A-3）

1. 職員の能力・適性を発揮できる環境整備（令和 3～5（2021～2023）年度）

教務・学生課の物理的な業務量への対処を検討する。基幹的な業務について、システム化・効

率化を検討する（但し、感染症対策ほか、時期の業務量を見ながら）。

業務上の知見の獲得や諸問題の解決のための自主的な研鑽を SD 活動として支援する。

2. 学生支援・学修成果の獲得の向上に向け、教員・他部署との連携（令和 3～4（2021～2022）年度）

学生を後押しする両輪として教職協働が効果的に機能するよう、教員や法人本部と連携し、ニーズの把握とその対応に努める。

※ 再び、研修や学習の機会を検討する（防災・経営・財務、業務上の課題の共有など）。

（Ⅲ-A-4）

1. 教務業務を効率化できるシステムの導入（令和 3（2021）年度）

教務業務を効率化できるシステムを令和 3（2021）年度に導入し、事務職員の業務負担の軽減を進める。

2. 事務職員の業務負担軽減・効率化に向けた業務見直し（令和 3～4（2021～2022）年度）

事務職員の業務負担軽減・効率化による労働時間削減に向けて、業務遂行に係る見直し（削減可能な作業の洗い出し、業務配分の見直し）を、令和 4（2022）年度以降、不定期に行う（月別等の業務量増減を踏まえて実施／可能ならば令和 3（2021）年度から）。

（Ⅲ-B-1）

1. 校舎・施設の環境整備を継続的に行う。

校舎・施設の整備計画を検討し、機能やアメニティが低下しないよう保守修繕に努め、劣化した箇所の補修を検討する。（令和 3（2021）年度～）

開かれた短期大学として学生や来訪者（科目等履修、公開講座、地域開放事業など）の受け入れを念頭に、可能な限りバリアフリー化をすすめたい。出入口のドアやスロープ、階段等バリアフリー化に対して改善課題があるが、校舎を日常的に利用する障がいを持つ学生や教職員の目線・個々の状況に合った改善を施したい。

2. 学修成果獲得に必要な各教室等の機能を向上させる。

教室の教育環境整備を進める。校舎内のインターネット環境を整える（無線 LAN（アクセスポイント）拡張）。（令和 3（2021）年）

3. 附属図書館では、ライティング支援の充実を図る。

図書館・生涯教育・研究に深く結びついた収書、学びたい市民の意欲に資料を通して貢献できるよう、一層検討を深めたい。

学生が著作権を理解しながら、インターネットの適切な利用を行うことができるよう、掲示物、案内資料を改善する。

雑誌や図書などの印刷媒体を利用して、調べること、学ぶこと、読書することを支援する新たな掲示物や案内資料の作成に着手したい。

また図書館ウェブサイトの掲載項目を再検討し、情報発信の充実をさらに図る。

4. 「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」を引き続き整備していく。（附属図書館）

これまで同様「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用に適した方法を模索し、整備を進める。

5. 『釧路短期大学紀要』の段階的な見直しに着手する。（附属図書館）

紀要の電子的公開については、引き続き附属図書館ホームページ内での PDF 公開を視野に検討を進める。

（Ⅲ-B-2）

1. 必要な施設設備の維持管理計画をたて、施設の機能向上と利活用を促進をはかる。

①令和 2（2020）年度は校舎内の照明器具の LED 化を始める。（3 年計画 令和 3（2022）年度まで）

②暖房工事を実施する。(令和3(2021)年度)

2. 施設の火災・地震対策、防犯対策を法人事務局と進める。(令和3～4(2021～2022)年度)

3. コンピュータシステムのセキュリティ対策として、端末を使用する教職員・学生に対する情報提供・研修機会を進める。(令和3～4(2021～2022)年度)

(Ⅲ-C-1)

1. 情報の収集と収集した情報の共有(令和3～4(2021～2022)年度)

短大を取り巻く環境が複雑化、多様化し、その変容に応じて職員の業務や求められるスキルが広がっている。可能な限り研修の機会を得て、教育研究活動に適切・効果的に活かすことができるよう努める(リモート研修含め。但し、感染症対策ほか、時期の業務量を見ながら)。

収集した情報は共有する(研修会・学習会開催、または、共有フォルダ内に記録等)。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・ W101-057 令和2年度幹事監査報告書
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02kansahoukokusho.pdf>
- ・ W101-058 学校法人緑ヶ岡学園 情報公開
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/jouhoukoukai.html>
- ・ W101-059 学校法人緑ヶ岡学園寄附行為
<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/kifukoi.pdf>

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的などを踏まえて、短期大学の運営はもとより、当学校法人の運営全般に対して、常務理事との協力や所属長会議等のコンセンサスを得ながらリーダーシップを発揮し、学園全体の発展に努めている。理事長は、寄附行為に基づきながら理事会の議長を務め、学校法人緑ヶ岡学園を代表し法人業務を総理している。法人経営については、若干ながら改善は見られるものの、今後の人口減少・少子化の進展、社会情勢の変化により、経営の悪化に備えて、学園の直面する課題について教職員にも情報を開示し、共通の認識の上に立ちながら新経営改善計画に引き続き、経営強化推進計画（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）を策定し実行している。また、法改正により責任が重くなった理事及び監事の権限のもと、所属長会議のより一層の活性化を図りながら、学園経営・管理運営に当たって行く必要がある。

令和2(2020)年度の決算は、令和3(2021)年5月に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めた(W101-057)。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に基づき、適切な対応が図られ、学校法人、学園の管理運営体制が確立されている。短期大学の認証評価については、理事長より学長が委託を受け、ALO及び補佐を任命して実務を進めており、報告書について事務局・ガバナンス関係部分は事務局を通して執筆担当を依頼・調整し、報告している。また、法人組織にIR担当を置き、本学の発展のために学内外の必要な情報を収集している。

法人は、私立学校法の定めに基づいて理事を選任し、短期大学を含め各所属校の事業計画や財務状況をホームページで公開し、更に短期大学では、学校教育法施行規則等に基づく種々の教育情報や自主刊行物などを積極的に公表している(W101-058)。また、評議員の解任及び退任につき、寄附行為第25条で規定している(W101-059)。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

とくになし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

とくになし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

*前掲 W100-01 釧路短期大学学則 第56条

・W101-013 釧路短期大学ウェブサイト「アセスメント・ポリシー」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項が

ある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

令和 2（2020）年度現在の学長は、平成 29（2017）年度に学長候補者選考に係る定め（学長候補者選考規則）に則り、学長推薦会の答申を得て次期学長候補者として任命権者である学校法人理事長に推薦・上申され、理事会での決定を受けて平成 30（2018）年度に就任した。

学長は当該職に就くまで、生活科学科生活科学専攻担当の専任教員として教育研究の職務を担いつつ、入試委員長として学生募集・入試試験実施を担い、その後生活科学科長として学科運営・短期大学運営にあたりるとともに、短期大学基準協会（当時）の第三者評価委員及び ALO の業務等を通じて他の短期大学の運営に関する幅広い知見も有している。

学長は、本学の教学運営の最高責任者として教育研究・大学運営全般にわたってリーダーシップを発揮するとともに、その権限と責任のもとに教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、その任を果たしてきている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に襲われた令和 2（2020）年度が始まり、前年度末（3/21）には入学式中止を決断し、感染拡大のさらなる深刻化の兆候を踏まえて、新年度のオリエンテーションの部分実施、前期開始時からの臨時休講を決定した上で、「危機管理対策チーム」を立ち上げ、コロナ禍での学修機会確保策（遠隔授業実施など）の検討・実行を先頭に立てて推し進めた。その後も、緊急事態宣言解除後の対面授業実施に係る感染防止対策の検討、教職員の移動制限等に係る指針作成など、コロナ禍での教育研究活動の継続に向けた方策を立案・決定することにおいて、リーダーシップを発揮した。

建学の精神・教育理念に基づく地域貢献・地域連携活動の推進にも注力し、令和元（2019）年度に提案し、教授会の意見を参酌して策定した「釧路短期大学・地域連携推進プログラム」の実行工程を示した地域連携プログラム実行計画（2020-2022）案を作成したが、コロナ禍の深刻化により地域貢献・地域連携活動が困難になる見通しだったため、教授会等への提示は取りやめざるを得なかった（令和 3（2021）年度に提示）。

なお、学生に対する懲戒は学則（前掲 W100-01，第 56 条）及び学生の懲戒規程に基づき、厳正に行うとともに、適切な指導に努めている。

大学運営を着実に適切に進めるにあたり、教職協働を強めることがますます重要になってきている。

学長は、教務・学生課及び附属図書館・生涯教育センター所属の職員について、教務・学生課長及び附属図書館長（生涯教育センター長兼任）との情報交換・協議及び諸決定・指示などを通じて統督している。また、教員を FD 活動のみならず SD 研修などにも参画するよう、職員を SD 活動に加えて FD 研修などにも参画するよう指示し、教職員総体による本学の教育研究活動の展開・発展を促している。

本学の教授会は教授会規則に則り、通常の教授会は専任の教授・准教授・講師の出席を求めて行っている（定例会として 1 か月に 1 回、必要な場合、臨時教授会を招集。とくに必要な場合は、学長・教授により開催）。また、教職員全体での情報共有、状況認識・課題や方針理解を進めるため、事務職員（教務・学生課長、同課職員一記録担当）も出席させている。議事録は教授会記録担当職員がまとめたものを学長が確認し、全教職員に公表している。なお、学長は、理事会・評議員会（説明員として参加）及び所属長会議（月 1 回、学校法人理事長及び各部門の所属長が出席し、部門全体に係る事項の検討、各部門の報告が行われる）の内容について教授会で報告し、法人全体または部門にして関連する事項について周知し、情報共有を図っている。

教授会は、附属機関・学科・諸委員会等からの報告・連絡事項及び審議事項を協議する。進行は生活科学学科長（前期）・幼児教育学科長（後期）が担当する。これは、学長が教授会規則第4条に示す審議事項に係る教授会構成員の意見聴取に集中し、適切な決定を行えるようにする意味を持つ。とくに学生の入学、単位認定、卒業及び学位授与、教育課程の編成等の重要事項は、教授会での最重要審議事項として取り扱い、学長は教授会の意見を聴取して慎重に決定している。なお、学籍異動、学生の懲罰その他の教授会の審議事項としない諸事項の学長の決定内容等は、必要に応じて教授会その他で伝達・周知している。

学科・専攻別に策定するいわゆる3方針や学生が獲得すべき学修成果の内容等は、学科での検討に基づき見直し等を行うことを基本としている。見直しなどがある場合は教授会に報告あるいは審議され、全体で認識を共有できるようにしている。学修成果については、とくに成績判定・卒業判定の教授会において、いくつかの査定方法を用いて確認する。単位修得状況、GPAなどの成績に加えて、学位授与状況、免許・資格状況などの確認を通じて、学修成果獲得状況と課題を確認している。学長は、そのもととなるアセスメント・ポリシー（前掲W101-013）を策定し、必要に応じて変更を提示する。こうして、本学の教授会は、学修成果や3つの方針に係る認識を共有する場となっている。

学科・専攻に共通する、あるいは学科・専攻を貫く教育上の事案を担当する組織として、教授会の下に5つの常設委員会を設置している（釧路短期大学委員会設置規程）。教育課程、授業計画、試験等を担当する教務委員会、募集要項等の作成、入学試験、合否処理等を担当する入試委員会、学生の就職先開拓、就職指導等を担当する就職委員会、学生指導・福利厚生、課外活動等を担当する学生委員会、学生の学修支援の一環として附属図書館の運営に係る図書・紀要編集委員会がそれぞれである（他に学生相談室運営委員会、FD・SD推進委員会）等の臨時委員会も学生教育・学生支援に関連している。なお、これらの常設委員会等には教務・学生課または附属図書館の職員も配置しており、教職協働で学生教育・学生支援にあたっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

令和元（2019）年度の自己点検・評価で改善すべき課題とし改善計画にも挙げた危機管理体制整備について、令和2（2020）年度初めに「危機管理対策チーム」を立ち上げてコロナ禍に対処したが、規程等の整備を含めて「体制」と呼ぶにはいたっていない。様々な危機に対応できるためにも、さらなる整備が必要である。

もう一つ課題とした、今後の本学のあり方を検討する諮問機関は、令和3（2021）年度中に設置し、同年度中に一定の整理を行う予定である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

とくになし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

*前掲 W101-057 令和2年度幹事監査報告書

*前掲 W101-045 釧路短期大学ウェブサイト「大学等における就学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/shinsei2021.pdf>

・W101-060 釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>教育研究上の基礎的な情報

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学園全体の業務・財産状況監査を行い、毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出している（前掲 W101-057 令和 2 年度）。理事会、評議員会には欠かさず出席して経営健全化について必要に応じ意見を述べている。また、監査法人の決算監査の実施に合わせ毎年度公認会計士との意見交換を行っている。更に、令和元（2019）年の「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布により寄附行為が改正となり、権限の拡大と責任の重大化が図られた。法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。報告するために必要がある時は、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することが責務に加わった。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、寄附行為に基づき理事会の諮問機関として学園の健全な運営のため適切に機能している。評議員は、16 名（1 号評議員 6 名、2 号評議員 3 名、3 号評議員 7 名）で構成され、欠員が出た場合も理事総数（7 名）の 2 倍を超えるように選任している。また、評議員には極力出席を求めているが、欠席する評議員については、議案事項について書面をもって賛否の意思を確認し、適切に機能を果たしている。課題は、特に学外評議員が理事・監事に比して私学に係る最新情勢の研修会などで情報を得る機会が少ないことが懸念される。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 171 条に定められている「学校教育法第百十条第四項に規定する公表」の項目は、認証評価結果の速やかな公表であり、本学は令和 4（2022）年度受審の予定である。学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められている 9 項目（①大学の教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第一項、②教育研究上の基本組織、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、④入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画、⑥学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境、⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用、⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援については、釧路短期大学 Web サイト「大学等における就学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書」（W101-045）でも確認できる。また、重複するが、①②と⑦⑧は資料：釧路短期大学ウェブサイト「教育研究上の基礎的な情報」（W101-060）で、③～⑥は、資料：釧路短期大学ウェブサイト「修学上の情報」でも公表している（同前）。

私立学校法第 47 条で公表を求めている事項は、学校法人の財産目録、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書収支及び消費収支計算書）、資金収支内訳表及び消費収支内訳表である。本学では、釧路短期大学ウェブサイト「学校法人の情報公開-財務情報」（W101-060 下方）で公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

関係の法令の制定、変更に留意し、毎年確かめる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

とくになし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(IV-B-1)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 危機管理体制の整備

「危機管理対策チーム」の経験を踏まえて、様々な危機的状況へ即時的包括的に対応策作成等を行う危機管理体制を、令和 3（2021）年度中に整備する。

2. 本学の今後のあり方の検討

令和 3（2021）年度半ばまでに学長の諮問機関として検討組織を立ち上げ、同年度末までに、今後の方向に係る意見整理を行い、学長に答申する。

(IV-C-1)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程含む）

1. 関係省庁、関係団体からの通知の有無を確認し、必要な情報を学内で共有する。（毎年）

<資料一覧> ウェブサイトで閲覧可能なもののみ (* : 前掲分)

I-A-1

- ・ W101-001 釧路短期大学ウェブサイト「教育理念」(建学の精神と教育理念)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college_outline/page_ideal/index.html
- ・ W101-002 『Kushiro Junior College Guide Book 2023』
(釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」→入学案内・説明会>大学案内)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2022GuideBook.pdf
- ・ W100-01 釧路短期大学学則 第1条(目的)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

I-A-2

- ・ W101-003 「2020 年度公開講座」
(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 附属図書館」>公開講座(生涯教育)>2.公開講座>公開講座-2020 年度公開講座)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college-local/page_lifelong_learning_center/kouza2020.pdf
- ・ W101-004 「社会貢献活動」2020 年度
(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>その他の情報-国際交流・社会貢献(社会貢献活動・2020 年度))
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/index.html#d01>
- ・ W101-005 「産官学連携-協議報告(2020 年度)」
(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>その他の情報-国際交流・社会貢献(産官学連携-協議報告(2020 年度))
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/kushiro2020.pdf>
- ・ Tw.20200514 <案内写真> 公開講座「道東文化塾」がはじまります
<https://twitter.com/KJCnews/status/1260716854932238336>
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/news/pdf/bunkajuku2020.pdf> (案内・概要)

I-B-1

- * 前掲 W101-001 釧路短期大学ウェブサイト「教育理念」
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/college_outline/page_ideal/index.html
- ・ W101-006 生 生活科学科生活科学専攻>1.教育目標
(釧路短期大学ウェブサイト「学科案内」>生活科学科生活科学専攻>1.教育目標)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_seikatur-kagaku/index.html
- ・ W101-006 食 生活科学科食物栄養専攻>1.教育目標
(釧路短期大学ウェブサイト「学科案内」>生活科学科食物栄養専攻>1.教育目標)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_syokumotueiyou/index.html
- ・ W101-006 幼 幼児教育学科>1.教育目標
(釧路短期大学ウェブサイト「学科案内」>幼児教育学科>1.教育目標)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_youji-kyouiku/index.html

I-B-2

- ・ W101-007 「教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)」
(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>修学上の情報-修了の認定に当たっての基準「教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)」)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>
- ・ W101-008 幼 幼児教育学科>履修モデル(カリキュラムマップ)

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>修学上の情報－教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力、履修モデル>幼児教育学科>履修モデル (カリキュラムマップ))

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map2021.pdf

- ・W101-009 「釧路短期大学の修了（履修）に関する基準」

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>修学上の情報－修了の認定に当たっての基準 「釧路短期大学の修了（履修）に関する基準」)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/certification/index.html>

I-B-3

- ＊前掲 W101-002 釧路短期大学 Guide Book (2023)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

- ＊前掲 W100-01 釧路短期大学学則 第1条2、第18条(学位の授与)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・W101-010 「教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)」

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>修学上の情報－「教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)」)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

I-C-1

- ・W101-011 自己点検評価報告書

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>その他の情報－自己点検評価報告書)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/jikotenken/index.html>

- ・W101-012 「令和元年度釧路短期大学自己点検・評価報告書」

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>その他の情報－自己点検評価報告書－「令和元年度釧路短期大学自己点検・評価報告書」)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/jikotenken/jikotenken2019.pdf>

- ＊前掲W101-005 産官学連携・協議報告(2020年度)3, 3)

(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>その他の情報－国際交流・社会貢献(産官学連携・協議報告(2020年度)3, 3))

I-C-2

- ・W101-013 釧路短期大学のアセスメント・ポリシー

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」>修学上の情報>釧路短期大学のアセスメント・ポリシー)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/contribution/kushiro2020.pdf>

- ・W101-014 授業アンケート簡易集計 2020年度前期

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020z.pdf>

- ・W101-015 同前 2020年度後期

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020k.pdf>

II-A-1

- ＊前掲 W101-007 学位授与の方針

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

- ・W101-016 釧路短期大学単位認定試験規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shikenkitei2017.pdf>

- ＊前掲 W100-01 学則第19条(のみ)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・W101-017 釧路短期大学学位規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakui.pdf>

II-A-2

＊前掲 W101-007 教育課程編成・実施の方針（生活科学専攻）（食物栄養専攻）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

・W101-008 生 生活科学科生活科学専攻カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/sei_map2021.pdf

・W101-008 食 生活科学科食物栄養専攻カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/shok_map2021.pdf

＊前掲 W101-007 教育課程編成・実施の方針

（釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」＞修学上の情報－教育に係る 3 つの方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ）＞教育課程編成・実施の方針）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

＊前掲 W101-008 幼 幼児教育学科カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map2021.pdf

・W101-018 シラバス

（釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」＞修学上の情報－授業科目、授業方法及び内容、年間授業計画－釧路短期大学の授業科目、授業方法及び内容、年間授業計画（シラバス））

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/index.html>

<https://syllabus.kushiro-jc.net/>

＊前掲 W100-01 学則第 11 条 2 項

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

II-A-3

・法令 001 短期大学設置基準第 5 条

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=350M50000080021>

II-A-4

・W101-019 卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・資格取得者数

（釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」＞修学上の情報－卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・資格取得者数）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/graduation/index.html>

・W101-020 「就職先/職種別就職状況」

（釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」＞その他の情報公開－教育内容「就職先/職種別就職状況」）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/education_contents/index.html#b03

・W101-021 実務家教員担当科目一覧

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/jitsumuka2021.pdf>

II-A-5

＊前掲 W101-007 釧路短期大学の教育方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/admission/index.html>

＊前掲 W101-008 生食幼 カリキュラムマップ

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/sei_map2021.pdf

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/syok_map2021.pdf

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/knowledge_model/youji_map2021.pdf

＊前掲 W101-002 大学案内, p.06 (2023 参考)

(釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」－入学案内・説明会＞大学案内, p.06 (2023 参考))

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

・ W101-022 入学者選抜要項 (2023 参考)

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_recruitment/youkou2023.pdf

・ Tw.20200415 入試広報 (2021 年度大学案内、入学者選抜要項完成案内)

<https://twitter.com/KJCnews/status/1250226436926918657/photo/1>

・ W101-023 本学公式ツイッター <https://twitter.com/KJCnews/>

・ W101-024 本学公式Instagram <https://www.instagram.com/kjcnews/>

II-A-6、II-A-7

＊前掲 W101-013 アセスメント・ポリシー . . . II-A-7 も

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

・ Tw.20200608 PROG テスト実施 (6/10) 1 年対象

<https://twitter.com/KJCnews/status/1269774441132830722?ext=HHwWhMC9yY3Ikp8jAAAA>

II-B-1

・ W101-025 集計結果・授業アンケート＞2020 年度前期・2020 年度後期

(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」＞その他の情報公開－授業アンケートと学修活動アンケート＞集計結果・授業アンケート＞2020 年度前期・2020 年度後期)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020z.pdf>

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/survey/2020k.pdf>

・ Tw.20200601 緊急事態宣言解除

<https://twitter.com/KJCnews/status/1267338716252536832?ext=HHwWgICohaH2vpYjAAAA>

＊前掲 W100-01 学則 第 4 章 教育課程、第 5 章 卒業等

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

＊前掲 W101-016 釧路短期大学単位認定試験規程

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shikenkitei2017.pdf>

・ W101-026 釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学附属図書館」＞施設紹介：絵本とおはなしの部屋「でんでん」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/shisetsu/shisetsu.html>

・ W101-027 釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学附属図書館」＞図書館ボランティア：ライブラリアン (学生図書委員会) /資料整理アシスタント

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/volunteer/volunteer.html>

・ Tw.20200511 遠隔授業導入 (幼児教育)

<https://twitter.com/KJCnews/status/1259726703464558592?ext=HHwWgMChoeawufsiAAAA>

・ Tw.20200416 遠隔授業案内 (食物栄養)

<https://twitter.com/KJCnews/status/1250972377283833856?ext=HHwWgMChvfmvrNwiAAAA>

＊前掲 W100-01 学則第 11 条 3

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

II-B-2

・ Tw.20200408 オリエンテーション開始

<https://twitter.com/KJCnews/status/1380026286022619141?ext=HHwWisCj8Y2m66YmAAAA>

＊前掲 W101-018 授業科目、授業方法及び内容、年間授業計画 (シラバス)

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」＞修学上の情報－授業科目、授業方法及び内容、

年間授業計画（シラバス）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/syllabus/index.html>

・W101-028 「第4、ハラスメントの相談窓口」；釧路短期大学キャンパス・ハラスメントの防止と排除のためのガイドライン、p.6

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/harassment_guideline.pdf

＊前掲 W100-01 学則第14条（5）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

II-B-3

・W101-029 学生相談室

（釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」＞修学上の情報－学生の修学、進路相談及び心身の健康に係わる相談と支援＞心の健康等の支援－学生相談室）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/support/soudan/index.html>

・W101-030 学生相談

（釧路短期大学ウェブサイト「キャンパスライフ」＞学生相談）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_counselling/index.html

・W101-031 学生会とサークル活動

（釧路短期大学ウェブサイト「キャンパスライフ」＞学生会とサークル活動）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_club-circle_activities/index.html

・W101-032 大学案内「Sentan Q&A」p.34：Q3 自動車通学はできますか？

（釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」＞入学案内・説明会＞大学案内「Sentan Q&A」p.34：Q3 自動車通学はできますか？）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf

・W101-033 釧路短期大学奨学生規程

（釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」＞主な諸規程－奨学生規程＞釧路短期大学奨学生規程）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/syogakusei2021.pdf>

・W101-034 奨学制度－奨学生1種・2種

（釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」＞入学支援＞奨学制度－奨学生1種・2種）

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_support/index.html

・W101-035 「社会人入学制度の概要」（特典）2.＝生涯学習奨励金の支給／社会人入学への支援制度－1.学費などの優遇/ 2.長期履修生

（釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」－社会人入学をめざす方へ－社会人対象制度のご案内「釧路短期大学で学びませんか？ 社会人対象制度のご案内」、第16号、2022年度版、p.3「社会人入学制度の概要」＝釧路短期大学生涯学習奨励金規程／社会人入学への支援制度－1.学費などの優遇/ 2.長期履修生）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/syogai2021.pdf>

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_social_exam/social2022.pdf

・W101-036 専門実践教育訓練給付制度案内

（釧路短期大学ウェブサイト「入試・入学案内」－社会人入学を目指す方へ－社会人入学への支援制度＞保育士課程＞専門実践教育訓練給付制度案内（働く人のキャリア形成支援！保育士を目指す方へ！専門実践教育訓練の給付金についてのご案内、釧路短期大学））

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_social_exam/kyuufu10.pdf

・Web101-037 釧路短期大学障害のある学生の受け入れ及び支援に関する基本方針

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/shien2019.pdf>

＊前掲 W100-01 学則第47条（長期履修学生）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

＊前掲 W100-01 学則第55条（表彰）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/low/gakusoku2021.pdf>

- ・W101-038 釧路短期大学同窓会奨学金基金規程
(釧路短期大学ウェブサイト(右下隅) 釧路短期大学同窓会>同窓会諸規程>釧路短期大学同窓会奨学金基金規程)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kjcalumni/kitei/index.html#shougaku>

II-B-4

- ・W101-039 就職指導システム
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_course-employment/index.html
- ・W101-040 「就職指導システム 5 つの POINT!」 ② (Guidebook 2023,p.27)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/admission_guidance/page_explanation/2023GuideBook.pdf
- ・W101-041 パソコン検定演習・簿記検定演習等
(釧路短期大学ウェブサイト「学科案内」>生活科学科生活科学専攻>2.カリキュラムー科目についてーパソコン検定演習・簿記検定演習等)
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_seikatur-kagaku/index.html
- ・W101-042 FAQ (よくある質問) Q1.生活科学科生活科学専攻の資格取得に対するサポート体制を知りたい A.1
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/campus_life/page_faq/index.html
- ・W101-043 2.就職状況 (学科専攻別) /3.就職状況 (地域別)
(釧路短期大学ウェブサイト「学科案内」>進路・就職状況>2.就職状況 (学科専攻別) /3.就職状況 (地域別))
http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/department_guidance/page_course-employment/index.html
- ・W101-044 卒業 (修了) 者数・進学者数・就職者数・資格取得者数
(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>修学上の情報ー卒業 (修了) 者数・進学者数・就職者数・資格取得者数)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/graduation/index.html>

III-A-1

- ・法令 001 短期大学設置基準
- ・W101-045 「③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」
(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>その他の情報公開ー大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書>「就学支援の申請書」(p.8) = 様式第 2 号の 4-①【(4)財務・経営情報の公表 (大学・短期大学・高等専門学校)】、3.教育活動に係る情報、(3)学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要、「③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/shinsei2021.pdf>

III-A-2

- ・W101-046 釧路短期大学紀要 (タイトルのみ)
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/kiyou/kiyou.html>
- ・W101-047 釧路短期大学幼児教育学科実践報告
<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/index.html>

III-B-1

- ・W101-048 教育環境 (校地)
(釧路短期大学ウェブサイト「情報公開」>教育研究上の基礎的な情報ー教育環境>釧路短期大学の教育環境、アクセス (交通手段)ー教育環境 (校地))

http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/education_study/environment/index.html

＊前掲 W101-040 (一部)

- ・ W101-049a・b 日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
(a: 令和 2 (2020) 年 5 月 14 日公表、b: 令和 3 (2021) 年 2 月 26 日更新版等)

a: <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>

b: <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guidelines2102.pdf>

III-D

- ・ W101-050 資金収支計算書 (令和 2 年度)

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」> 学校法人の情報公開
> 財務情報－資金収支計算書 > 資金収支計算書 (令和 2 年度))

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02shikinshuushi.pdf>

- ・ W101-051 事業活動収支計算書 (令和 2 年度)

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」> 学校法人の情報公開
> 財務情報－事業活動収支計算書 > 事業活動収支計算書 (令和 2 年度))

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02jigyokatudousyuushi.pdf>

- ・ W101-052 貸借対照表

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」> 学校法人の情報公開
> 財務情報－貸借対照表 > 貸借対照表)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02taishakutaishou.pdf>

- ・ W101-053 緑ヶ岡学園財務比率表

(釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」> 学校法人の情報公開
> 財務情報－財務比率表 > 緑ヶ岡学園財務比率表)

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02zaimuhiritu.pdf>

- ・ W101-054 令和元年度 在籍学生・生徒・園児数 (令和元年 5 月 1 日現在)

(学校法人緑ヶ岡学園「情報公開」> 在籍者数> 平成 31 年度在籍者数> 「令和元年度 在籍学生・生徒・園児数」(令和元年 5 月 1 日現在))

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/31zaiseki.pdf>

- ・ W101-055 令和 2 年度 在籍学生・生徒・園児数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)

(学校法人緑ヶ岡学園「情報公開」> 在籍者数> 令和 2 年度在籍者数> 「令和 2 年度 在籍学生・生徒・園児数」(令和 2 年 5 月 1 日現在))

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02zaiseki.pdf>

- ・ W101-056 令和 3 年度 在籍学生・生徒・園児数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)

(学校法人緑ヶ岡学園「情報公開」> 在籍者数> 令和 3 年度在籍者数> 「令和 3 年度 在籍学生・生徒・園児数」(令和 3 年 5 月 1 日現在))

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/03zaiseki.pdf>

IV-A

- ・ W101-057 令和 2 年度幹事監査報告書

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/02kansahoukokusho.pdf>

- ・ W101-058 学校法人緑ヶ岡学園 情報公開

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/jouhoukoukai.html>

- ・ W101-059 学校法人緑ヶ岡学園寄附行為

<http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/johokokai/kifukoi.pdf>

IV-B

＊前掲 W100-01 釧路短期大学学則 第 56 条

＊前掲 W101-013 釧路短期大学ウェブサイト「アセスメント・ポリシー」

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/study/AssesmentPolicy2019.pdf>

IV-C

＊前掲 W101-057 令和 2 年度幹事監査報告書

＊前掲 W101-045 「大学等における就学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書」（釧路短期大学ウェブサイト）

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/others/shinsei2021.pdf>

・W101-060 釧路短期大学ウェブサイト「釧路短期大学 情報公開」＞教育研究上の基礎的な情報－教育研究上の基本組織 / 修学上の情報 & 学校法人の情報公開－財務情報

<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/index.html>